

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年 5 月30日
【届出者の氏名又は名称】	Otemachi Holdings合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 三井物産株式会社
【電話番号】	(070) 7777 - 4354
【事務連絡者氏名】	財務部 フィナンシャルソリューション第二室 室長補佐 市村 晋一
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	Otemachi Holdings合同会社 (東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、Otemachi Holdings合同会社をいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、りらいあコミュニケーションズ株式会社をいいます。

(注 3) 本書中の「三井物産」とは、三井物産株式会社をいいます。

(注 4) 本書中の「KDDI」とは、KDDI株式会社をいいます。

(注 5) 本書中の「KDDIエボルバ」とは、株式会社KDDIエボルバをいいます。

(注 6) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注 7) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 8) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 9) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注10) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注11) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注12) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注13) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。

(注14) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注15) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27 A 条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなる

ことをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれ又は言及されている全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注16) 公開買付者、三井物産（公開買付者と併せて以下「公開買付者ら」といいます。）及びKDDI、公開買付者ら、KDDI及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e - 5 (b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、米国でも同等の開示方法で開示が行われます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

りらいあコミュニケーションズ株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

三井物産は、本書提出日現在、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を23,707,200株（所有割合（注1）：36.56％）所有する対象者の筆頭株主であり、対象者を持分法適用会社としております。公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者株式を取得及び所有することを主な目的として、2023年1月6日に設立された、三井物産がその持分の全てを所有している合同会社であり、競争当局からの承認を取得次第速やかに本公開買付けが開始可能となるよう、機動的に本公開買付けを実施するという観点から、三井物産は公開買付者を本公開買付けの実施主体としております。本書提出日現在、公開買付者は対象者株式を所有しておりません。公開買付者の概要は、本書提出日現在、以下のとおりです。

名称	Otemachi Holdings合同会社
所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
代表者の役職・氏名	代表社員：三井物産株式会社 職務執行者：吉田 健祐
事業内容	1. 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務 2. 前号に附帯関連する一切の業務
資本金	1円

（注1）「所有割合」とは、対象者が2023年5月12日に提出した「2023年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2023年3月31日現在の発行済株式総数（64,838,033株）から、対象者決算短信に記載された2023年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数（192株）を控除した株式数（64,837,841株）に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。以下同じです。

三井物産は、2023年1月13日付「りらいあコミュニケーションズ株式会社（証券コード4708）及び株式会社KDDIエボルバの経営統合に伴うOtemachi Holdings合同会社によるりらいあコミュニケーションズ株式会社に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」にて公表しておりましたとおり、2023年1月13日、KDDI（KDDIの連結子会社169社及び持分法適用会社41社（2023年3月31日現在）と総称して「KDDIグループ」といいます。）との間で、KDDIの完全子会社であるKDDIエボルバ及び対象者の対等の精神に基づく経営統合（以下「本経営統合」といいます。なお、本経営統合の実施は、本スクイズアウト手続（以下に定義します。）を株式売渡請求の手法により行う場合は2023年9月頃、株式併合の手法により行う場合は2023年11月頃を予定しております。）に関する取引基本契約書（以下「本取引基本契約」といいます。）を締結し、本取引基本契約に基づき、日本、中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナムの競争法その他類似の法律に基づき必要な手続及び対応を終えること等の前提条件（注2）（以下「本前提条件」といいます。）が充足された場合（又は三井物産及びKDDIにより放棄された場合）（注3）、速やかに、公開買付者が対象者株式の全て（但し、三井物産が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象とした本公開買付けを実施することを予定している旨を公表しておりました。

（注2）（ ）本取引（以下に定義します。以下同じです。）を含む本経営統合を実現するための取引のいずれかの実施が、重要な点において、法令等の違反を構成せず、また、違反を構成することが合理的に見込まれていないこと（関係当局等において、本取引を含む本経営統合を実現するための取引のいずれかを制限又は禁止する旨を求める申立て、訴訟その他の手続が係属しておらず、本取引を含む本経営統合を実現するための取引のいずれかを制限又は禁止する旨の関係当局等の判断等が存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないことを含みます。）、（ ）本取引を含む本経営統合を実現するための取引の実施が、重要な点において、許認可等又はそれらに付加された条件に抵触せず、また、許認可等に係る必要手続に違反するものではなく、それらが合理的に見込まれていないこと（本取引を含む本経営統合を実現するための取引を行うことについて必要とされる私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）（以下「独占禁止法」といいます。）並びに中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナムにおける競争法その他類似の法律上必要となる競争当局からの承認が取得され、（待機期間又は審査期間がある場合には）待機期間及び審査期間が経過（排除措置命令（下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」の「私的独占の禁止及び

公正取引の確保に関する法律」に定義します。以下同じです。)を行わない旨の通知を受領することを含みます。)していること、また、公正取引委員会その他の競争法に関する関係当局等により本取引を含む本経営統合を実現するための取引の実行を妨げる措置又は手続がとられないことが合理的に見込まれることを含みます。)、()対象者において、審議及び決議に参加した取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議が行われ、当該決議が公表されており、かつ、かかる意見表明の内容と矛盾する又はこれを撤回する内容のいかなる決議も行われていないこと、()対象者が設置した本特別委員会(下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に定義します。以下同じです。)において、対象者が本公開買付けに対して賛同すること及び本取引を行うことについて、肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が撤回されていないこと、()本株主間契約(下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付け後の経営方針」に定義します。以下同じです。)が有効に締結され存続していること、()本取引を含む本経営統合を実現するための取引に重大な悪影響を与える事態その他本取引を含む本経営統合を実現するための取引の目的の達成が困難となる事態のいずれもが発生又は判明しておらず、また、発生又は判明することが合理的に見込まれていないこと、()相手方当事者(KDDIにとっては三井物産を、三井物産にとってはKDDIをいいます。以下同じです。)の表明及び保証(注4)がいずれも重要な点において真実かつ正確であり(但し、当該表明及び保証において「重要な」、「重大な」、「重要な点において」その他の重要性の限定が付されている事項については、「重要な点において」の限定は付されないものとします。)、かつ、本取引基本契約の義務(注5)につき重大な違反のないこと、()本公開買付けの開始日において、対象者の業務等に関する法第166条に基づくインサイダー取引規制の基礎となる未公表の重要事実又は対象者の株券等に関し法第167条に基づくインサイダー取引規制の基礎となる未公表の公開買付け等事実が存在しないこと。なお、本取引基本契約の詳細については、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本取引基本契約」をご参照ください。

(注3) (注2)の()乃至()及び()に定める前提条件については、三井物産及びKDDIの書面による合意により、()に定める前提条件については、表明及び保証又は義務について違反があった当事者の相手方当事者により、当該条件の全部又は一部を放棄することができます。

(注4) 本取引基本契約に基づく三井物産及びKDDIの表明及び保証の内容については、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本取引基本契約」の「(注1)」をご参照ください。

(注5) 本取引基本契約に基づく三井物産及びKDDIの義務の内容については、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「 本取引基本契約」の「(注2)」をご参照ください。

公開買付者らは、2023年3月頃を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりましたが、2023年3月31日付「りらいあコミュニケーションズ株式会社(証券コード4708)及び株式会社KDDIエボルバの経営統合に伴うOtemachi Holdings合同会社によるりらいあコミュニケーションズ株式会社に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」にて公表しておりましたとおり、国内外(日本、中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナム)の競争法その他類似の法律に基づく必要な手続及び対応のうち、一部の国における競争法その他類似の法律に基づく手続及び対応が完了しておらず、上記公表時点においては、本公開買付けを開始する時期は、2023年5月頃になるものと見込んでおりました。今般、公開買付者らは、2023年5月25日に、ベトナム競争委員会(以下「ベトナム当局」といいます。)から発出された本合併(以下に定義します。)を承認する文書を受領したことをもって、国内外の競争法その他類似の法律に基づく必要な手続及び対応が全て完了し(本取引を含む本経営統合を実現するための取引を行うことについて必要とされる、独占禁止法並びに中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナムにおける競争法その他類似の法律上必要となる全ての競争当局からの承認を取得しております。)、かつ、対象者が設置した本特別委員会が、2023年5月29日に、委員全員の一致の決議により、対象者取締役会に対して、本特別委員会が2023年1月13日付で対象者取締役会に対して行った答申内容を変更する必要はないものとする旨の2023年5月29日付答申書(以下に定義します。)を提出したことを確認いたしました。これをもって、公開買付者は、2023年5月29日に、対象者における本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議以外の本前提条件がいずれも放棄されることなく全て充足されたことを確認し、かつ、当該本前提条件も充足することが確実であると判断したことから、本公開買付けを2023年5月30日より開始することを決定いたしました。なお、対象者が2023年5月29日付で公表した「三井物産株式会社が出資するOtemachi Holdings合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(対象者2023年1月13日付プレスリリース(以下に定義します。))と併せて「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2023年5月29日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことであり、当該本前提条件も充足していることを確認しております。

公開買付者らは、()本公開買付けを実施した後、()公開買付者が対象者株式の全て(但し、三井物産が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者らが対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有するための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といい、本公開買付けと総称して「本取引」といいます。)を実施し、()本取引の完了後、対象者及び公開買付者の間において、本スクイズアウト手続を株式売渡請求の手法により行う場合は2023年8月頃、株式併合の手法により行う場合は2023年10月頃を目途に、対象者を吸収合併存続会社とし公開買付者を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を実施し、()本合併の効力発生後、本スクイズアウト手続を株式売渡請求の手法により行う場合は2023年9月頃、株式併合の手法により行う場合は2023年11月頃を目途に、対象者及びKDDIエボルバの間において、KDDIエボルバを吸収合併存続会社とし対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といい、本合併の効力発生後のKDDIエボルバを「統合会社」、統合会社並びにその子会社及び関連会社を総称して「統合会社グループ」といいます。)を実施することを予定しております。

さらに、公開買付者は、2023年1月13日、対象者株式を6,193,344株(所有割合:9.55%)所有する対象者の第2位株主であるセントラル警備保障株式会社(以下「セントラル警備保障」といいます。)との間で公開買付応募契約書(以下「本応募契約」といいます。)を締結しております。本応募契約において、セントラル警備保障は、その所有する対象者株式の全て(6,193,344株、所有割合:9.55%)について本公開買付けに応募することに合意しております。本応募契約の詳細については、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約」をご参照ください。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を19,518,000株(所有割合:30.10%)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は対象者株式の非公開化を企図しておりますので、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上となった場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(19,518,000株)は、本公開買付けが成立した場合に公開買付者らが所有する対象者の議決権数の合計が対象者の議決権総数(対象者決算短信に記載された2023年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(64,838,033株)から、対象者決算短信に記載された2023年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(192株)を控除した株式数(64,837,841株)に係る議決権の数である648,378個)の3分の2以上(小数点以下を切り上げ。)となるよう設定したものであります。このような買付予定数の下限を設定したのは、本公開買付けにおいては、対象者の株主を公開買付者らのみとすることを目的としているところ、本株式併合(下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に定義します。以下同じです。)を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることから、当該手続が確実に実行可能となるよう、本公開買付け後に公開買付者らが対象者の総株主の議決権の数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

公開買付者らは、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、公開買付者らが対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得するため、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」のとおり、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

対象者が2023年1月13日に公表した「三井物産株式会社が出資するOtemachi Holdings合同会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者2023年1月13日付プレスリリース」といいます。)によれば、2023年1月13日開催の対象者取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

上記の対象者取締役会においては、対象者による意見表明に係る次の手順を決議したとのことです。すなわち、()本公開買付けが開始される際に、下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、対象者が設置した本特別委員会に対して、本特別委員会が2023年1月13日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及び()かかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。

さらに、対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023年5月29日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。なお、2023年1月13日付及び2023年5月29日付の対象者取締役会の決議は、本取引及び対象者株式が上場廃止となる予定であること、並びに、公開買付者ら、KDDI及びKDDIエボルバが本公開買付け、本

スクイズアウト手続、本合併 及び本合併 を実施することにより本経営統合を行うことを企図していることを前提として行われたものとのことです。2023年1月13日付及び2023年5月29日付の対象者取締役会の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」をご参照ください。

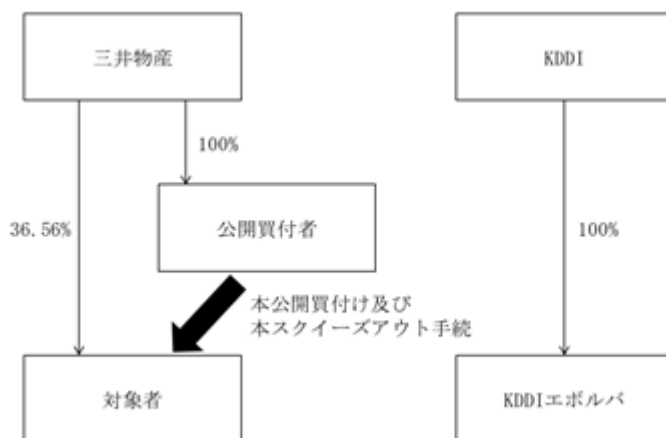
また、本経営統合に係る取引全体を図で表示すると大要以下のとおりとなります。

< 本経営統合に係る取引全体のストラクチャー図 >

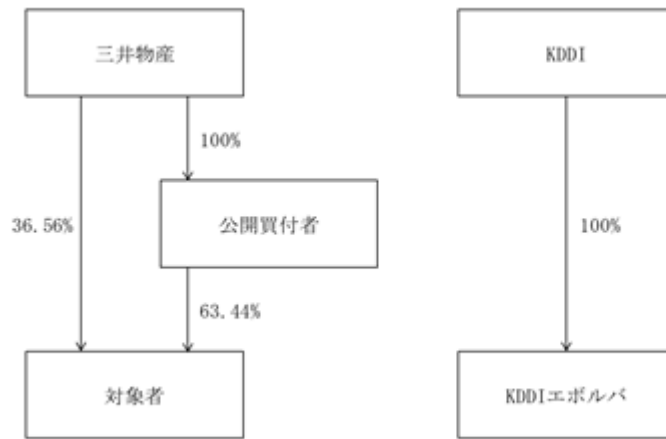
() 本公開買付け及び本スクイズアウト手続の実施

公開買付者は、前述のとおり、2023年5月29日、本公開買付けを2023年5月30日より開始することを決定いたしました。本公開買付けが成立し、かつ公開買付者らが対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本スクイズアウト手続を実施する予定です。本スクイズアウト手続の詳細については、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

(本公開買付け及び本スクイズアウト手続の実施前)



(本公開買付け及び本スクイズアウト手続の実施後)

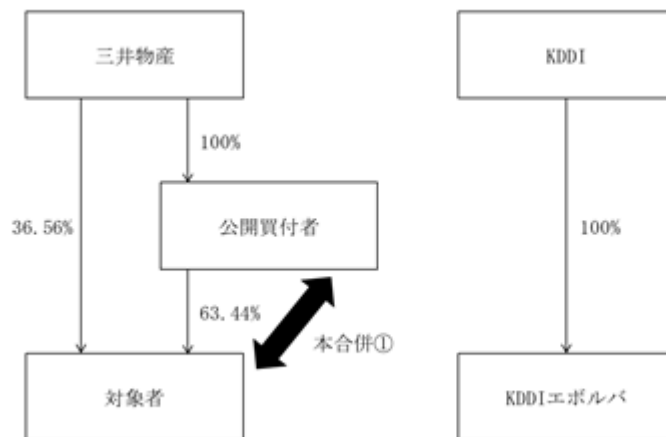


(注 6) 本スクイズアウト手続の結果次第では、三井物産及び公開買付者の対象者への所有割合は変動する可能性があります。

() 本合併 の実施

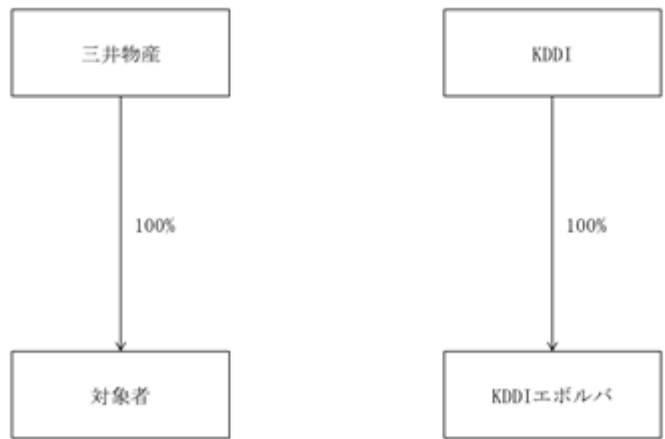
上記()の本公開買付け及び本スクイズアウト手続の完了後、公開買付者及び対象者の間において、対象者を吸収合併存続会社とし公開買付者を吸収合併消滅会社とする本合併 を行い、対象者は合併対価として新株を発行し、その全てを三井物産に対して割当て交付することを予定しております。

(本合併 の実施前)



(注 7) 本スクイズアウト手続の結果次第では、三井物産及び公開買付者の対象者への所有割合は変動する可能性があります。

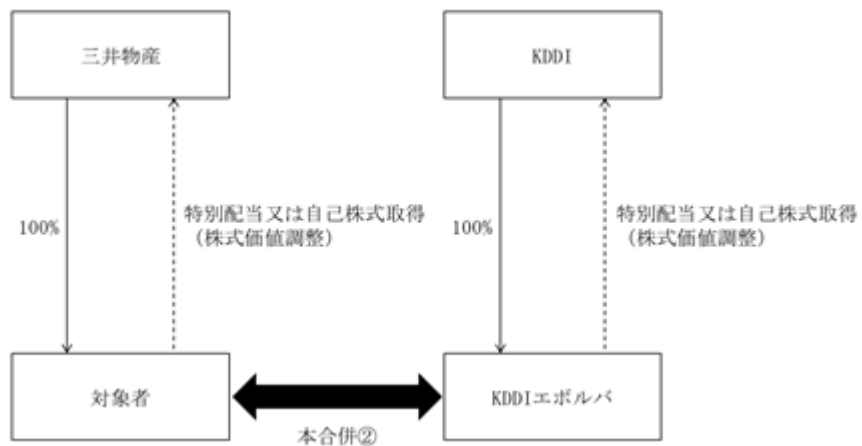
(本合併 の実施後)



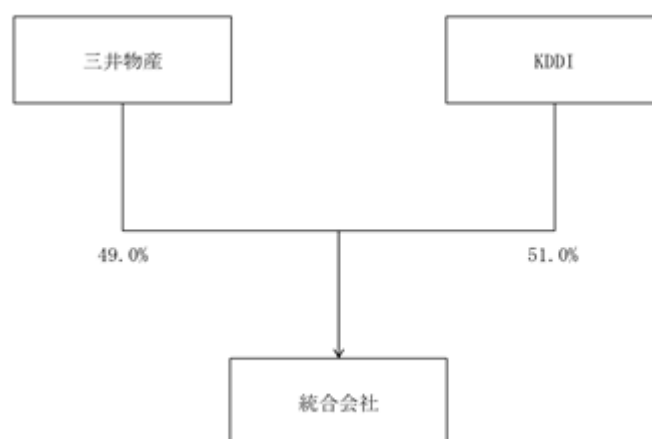
() 本合併 の実施

本合併 の効力発生後、対象者及びKDDIエボルバの間において、KDDIエボルバを吸収合併存続会社とし対象者を吸収合併消滅会社とする本合併 を行います。本合併 に際して、三井物産が所有する統合会社の議決権の数が統合会社の総株主の議決権の数の49.0%となるような合併比率で、KDDIエボルバの普通株式を合併対価として三井物産に割当て交付いたします。なお、本合併 の効力発生時点での対象者とKDDIエボルバの株式価値の比率が必ずしも上記の合併比率と一致しない可能性があることに鑑み、本合併 の完了後、本合併 の効力発生までの間に、対象者とKDDIエボルバの株式価値の比率を上記の合併比率と一致させること及び資本構成の最適化を目的として、対象者及び / 又はKDDIエボルバによる特別配当又は自己株式取得により株式価値の調整を行う予定です。

(本合併 の実施前)



(本合併の実施後)



() 本経営統合完了後

本経営統合の完了後、三井物産の統合会社に対する議決権の所有割合は49.0%となり、統合会社は三井物産の持分法適用会社となる予定です。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち、対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

三井物産は、1947年7月に第一物産株式会社の商号で発足し、1959年2月に商号を三井物産株式会社に変更し現在に至っております。1949年5月に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に株式を上場、1954年11月に証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札幌証券取引所」といいます。）、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）及び株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）に株式を上場、1959年2月に証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）に株式を上場しております。2013年7月に行われた東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場統合により、現在は東京証券取引所、札幌証券取引所、名古屋証券取引所及び福岡証券取引所に上場しております。また、2022年4月に行われた市場区分の再編により、現在は東京証券取引所については市場第一部からプライム市場へ、名古屋証券取引所については市場第一部からプレミアム市場へ、上場先の市場が移行しております。三井物産は連結子会社297社及び持分法適用会社216社（2023年3月31日現在。以下三井物産と総称して「三井物産グループ」といいます。）を有しております。三井物産グループは、金属資源、エネルギー、機械・インフラ、化学品、鉄鋼製品、生活産業、次世代・機能推進等の各分野において、総合商社である三井物産を中心として全世界に広がる事業拠点とその情報力を活用し、多種多様な商品の売買、製造、輸送、ファイナンス等各種事業を多角的に行っており、さらには資源・インフラ開発プロジェクトの構築、環境・新技術・次世代燃料やウェルネスに関連する事業投資やデジタルを活用した価値創出等の幅広い取組みを展開しております。三井物産グループにとってICT（情報通信技術）領域は、次世代・機能推進分野において、注力している領域のひとつであり、() ITサービス、サイバーセキュリティ、産業ソリューション及びデジタルインフラの展開を行う「デジタルソリューション領域」、() テレビショッピング、放送事業、デジタルメディア及びその他消費者関連ビジネスを展開する「消費者プラットフォーム領域」、() コンタクトセンター及びデジタルマーケティング等の周辺事業を展開している「CRM（注1）領域」、() DX（注2）、ヘルスケアDX、フィンテック及びクラウド等の先端分野でのITを活用した次世代型事業創出に取り組む「次世代ビジネス領域」における新規取組みを含め、様々な産業に寄与する幅広い取引と投資を通じた、付加価値のあるサービスの提供を行っております。三井物産グループは、社会のデジタル化の進展に伴う消費者の多様な情報収集・発信手段の獲得によって日々の生活を通じて生み出されるデータを有効に活用するとともに、産業活動を通じて生み出される多種多様なデータを収集・解析する技術を持つ国内外企業とパートナーシップを組むことにより、各事業のサービス向上や新たな事業の構築を目指しております。三井物産グループが事業展開を行う上記の各産業分野が有する産業・ビジネスに関する総合的な知見を活かし、あらゆる産業において求められるDXのニーズに応え、新たな付加価値・事業創出の取組みを実行しております。

（注1）「CRM」とは、Customer Relationship Managementの略で、顧客満足度と顧客ロイヤルティの向上を通して、売上の拡大と収益性の向上を目指す経営戦略をいいます。

(注2) 「DX」とは、データやデジタル技術を活用し、新たなビジネスモデルの創出や既存ビジネスの変革を行うこと(Digital Transformation)をいいます。

一方、対象者は、1987年6月に、三井物産を中核とした計12社の出資を得て、東京都文京区に「株式会社もしもしホットライン」として設立されたとのことです。その後、対象者は、2015年10月に商号を現在の「りらいあコミュニケーションズ株式会社」に変更しているとのことです。対象者は、2000年11月に東京証券取引所市場第二部に株式を上場しており、その後、2002年3月に東京証券取引所市場第一部に指定変更し、2022年4月に市場第一部からプライム市場へ移行しているとのことです。対象者のグループは、本書提出日現在、対象者、対象者の連結子会社9社、非連結子会社1社(注3)及び持分法適用会社2社で構成されており(以下、総称して「対象者グループ」といいます。)、以下のような事業展開をしているとのことです。

(注3) 対象者は2023年2月28日付「非連結子会社の異動(持分譲渡)に関するお知らせ」及び2023年4月28日付「(開示事項の経過)非連結子会社の異動(持分譲渡)に関する持分譲渡実行日確定のお知らせ」に記載のとおり、対象者の非連結子会社であった盟世熱線信息技术(大連)有限公司の持分の一部を、2023年4月28日を譲渡実行日として、東軟雲科技有限公司に対して譲渡したとのことです。当該持分譲渡の詳細については、2023年2月28日付「非連結子会社の異動(持分譲渡)に関するお知らせ」及び2023年4月28日付「(開示事項の経過)非連結子会社の異動(持分譲渡)に関する持分譲渡実行日確定のお知らせ」をご参照ください。

- ・コンタクトセンター事業：電話、チャット、メール、Web等の非対面での顧客対応を通じ、お客様企業のカスタマーサポートやマーケティング活動を支援するサービスを提供しているとのこと。主に対象者のほか、連結子会社である株式会社マックスコム、株式会社ウィテラス、りらいあデジタル株式会社、Inspiro Relia, Inc.等がこれらのサービスを提供しているとのことです。
- ・バックオフィス事業：書類の仕分け・不備確認・データ入力から、顧客への資料・商品発送まで、バックオフィスにおけるワンストップオペレーションサービスを提供しているとのこと。主に対象者のほか、株式会社マックスコム等がこれらのサービスを提供しているとのことです。

対象者グループが注目する社会変化のメガトレンドとして、人口構造の変化、テクノロジーの進化、気候変動への対応及び新型コロナウイルス感染症の流行と新常态が挙げられるとのこと。こうしたトレンドが対象者グループに与える影響として、()アウトソーシングや顧客対応ニーズは引き続き増加するものの労働市場がひっ迫する、()消費者ニーズが複雑化・高度化する中、従来業務のテクノロジーへの代替が進み、人によるオペレーションの高付加価値化と、CX(顧客体験)(注4)向上への戦略的重要性が高まる、()事業活動を通じた社会課題の解決が企業価値として求められる、等が考えられるとのこと。こうした経営環境の変化に対処すべく、対象者グループは、2021年5月に「中期経営計画2023」を公表したとのこと。同計画では、「あらゆるステークホルダーにとっての『信頼No.1企業』へ生まれ変わる」をビジョンとし、計画達成に向け以下の3つの重点テーマに取り組んでいるとのこと。

- ・CX(顧客体験)の創造
企画から改善までを一貫して担い、自動化ソリューション・ノンボイスチャネルを活用し、オペレーターの高品質サービスと組み合わせ、継続的な価値を創造する
- ・EX(従業員体験)(注5)の創造
多様な価値観を持つ従業員が、能力を存分に発揮できるように就業環境の質を高め、対象者で働く意義や価値を創造する
- ・経営基盤の強化

2020年1月に発覚した対象者の鹿児島センターにおける不適切な業務運営を契機として策定した「信頼回復に向けた取り組みの基本方針(大綱)」に基づく取り組みを通じて、経営基盤をさらに強固なものとするともに、組織間連携を強化し、全社が一丸となって総合力を発揮する

(注4) 「CX(顧客体験)」とは、商品やサービスの機能・性能・価格といった「合理的な価値」だけでなく、購入するまでの過程・使用する過程・購入後のフォローアップ等の過程における経験を「感情的な価値」として捉えるものとされており、対象者によるCXの創造は、お客様企業と消費者とのエンゲージメントを高めるものとなるとのこと。

(注5) 「EX(従業員体験)」とは、従業員が感じる働く幸福感ややりがい、職場への満足度を重視し、従業員が職場で感じる体験を「会社が従業員に提供する価値」として捉えるものとされており、EXの向上は高度な顧客応対品質を支えるものとなるとのこと。

対象者グループは、「中期経営計画2023」の初年度となる2021年度において、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として売上高1,200億円、営業利益84億円、営業利益率7.0%、ROE12.4%を目標に掲げたとのことです。コンタクトセンター事業に関して、国内においては、基礎業務の終了及び縮小の影響を受けた一方で、スポット業務は社会イベントに伴う受注が前年度比で増加したとのことです。海外においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、在宅オペレーション定着等により安定的なオペレーションを実現し、北米向けの堅調な需要を取り込んだとのことです。バックオフィス事業に関して、基礎業務はおおむね堅調に推移したとのことです。スポット業務が前年度比で減少したとのことです。以上の結果、2021年度の経営成績は、売上高1,179億円、営業利益83億円と目標を僅かに下回ったとのことです。同年度における重点テーマへの具体的な進捗は以下のとおりとのことです。

・CXの創造

CXの創造を支えるDXの取組みとして、2021年4月にDX戦略本部を新設し、業務アセスメントを通じた最適チャネルの設計（実際の消費者が企業に問い合わせをする行動を分析し、電話やチャット等消費者の行動に合った対応チャネルを設計するもの）や対象者サービスの高度化に資するデジタルサービスの開発を推進したとのことです。同年10月に対象者のDXを加速させる具体的な方針を「りらいあDX戦略」として公表し、2022年3月には、お客様企業のCX創造を一層推進させることを目的として、対象者が考えるコンタクトセンターのあり姿とその実現方法を示す「CXグランドデザイン」を発表したとのことです。また、オンラインセミナーやワークショップの開催等、対象者のサービスやソリューションの積極的なマーケティング活動を行った結果、DXを進める案件が増えたとのことです。

・EXの創造

従業員満足度調査、ダイバーシティに関するイベントや研修等を実施し、多様な人財が健康でやりがいを持って働ける職場作りを推進したとのことです。また、2022年7月導入済みの新たな人事制度の構築を進めるとともに、管理者やオペレーター向け研修をリニューアルし、「りらいあオペレーションスクール」として開講したとのことです。このほか、各自治体から子育てや女性活躍等に係る各種設定・登録を受けるとともに、対象者の特例子会社である株式会社ビジネスプラスは、障がい者雇用に関する優良事業主として厚生労働省の「もにす認定制度」の認定企業に登録されたとのことです。

・経営基盤の強化

「信頼回復に向けた取り組みの基本方針（大綱）」に基づいた施策を着実に推進したとのことです。新たに策定した行動基準の浸透に向けたワークショップの開催や各職場でのエンゲージメント向上策に取り組んだほか、全社情報のセキュリティ強化施策を推進し、多様な働き方を支援する仕組みの整備を行ったとのことです。さらに、業務運営のモニタリング強化や自己点検により業務運営品質の向上に取り組んだとのことです。

2022年度において、国内及び海外経済は、新型コロナウイルス感染症の影響や、国際情勢の悪化、急激な金融市場の変化等、依然として先行き不透明な状況が続いていたとのことです。対象者グループが属するBP0（注6）業界においては、消費者ニーズの複雑化・高度化への対応やコミュニケーションのデジタル化等、お客様企業が直面する課題を解決するためのアウトソーシング需要が底堅く推移していたとのことです。このような環境の中、対象者グループは、「中期経営計画2023」の2ヶ年度目にあたる2022年度に、同計画における重点テーマへの取組みとして、以下の施策を推進していたとのことです。

（注6）「BP0」とは、Business Process Outsourcingの略で、事務処理に係る一連の業務のアウトソーシングを受託することをいうとのことです。

・CXの創造

コンタクトセンターサービスにおいて、同種製品と比較し音声認識率をはじめとした高い機能を有すると判断した株式会社アドバンスト・メディアが提供するAI音声認識ソリューション「AmiVoice® Communication Suite」を対象者オペレーションセンターの標準機能とすることを視野に本格導入することを開始したとのことです。バックオフィスサービスでは、対象者が提供する「りらいあBPAシステム」に、LINE株式会社が提供する各種AI製品とのシームレスな連携が期待できるAI-OCR（文字認識）サービス「CLOVA OCR」を導入したとのことです。マーケティング活動においては、対象者が策定したCX創造を通じ企業競争力を高める「CXグランドデザイン」に基づく企画提案やセミナー開催等の営業活動を積極的に行うとともに、対象者が提供するサービスの世界観をわかりやすく表現したブランドムービーを公開したとのことです。

・EXの創造

人財の質を高め、多様な人財が安心していきいきと働くことが可能な環境を提供することを目的に、対象者オフィスにおけるドレスコードフリーを通年での実施としたとのことです。人財採用では、首都圏の採用機能を本社事務所内に移転し、これまで以上に拠点間の連携を高め、採用力を強化するとともに、前年度に開講した「りらいあオペレーションスクール」のコンテンツ充実化によりオペレーション力の強化を図ったとのことです。

・経営基盤の強化

「信頼回復に向けた取り組みの基本方針（大綱）」に基づいた施策を継続的に取り組んだとのことです。対象者オペレーションセンターにおける情報セキュリティの強化や標準化等IT基盤の高度化を完了させたほか、情報セキュリティ強化と生産性向上を目的に、新たなグループウェアを導入したとのことです。

対象者グループは、2022年度において、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として売上高1,250億円、営業利益86億円、経常利益86億円、親会社株主に帰属する当期純利益57億円を目標に掲げたとのことです。その後、2023年1月13日に海外において、北米向けを中心に新規顧客との取引が増加したほか、円安進行による為替の影響もあり売上高は好調に推移しているものの、サービスを提供する米国及びフィリピンでの人件費の高騰が利益面で影響を受けていること等から、売上高1,265億円、営業利益81億円、経常利益81億円、親会社株主に帰属する当期純利益53.5億円に予想を修正したとのことです。コンタクトセンター事業に関して、国内においては、基礎業務（継続的にサービスを提供する業務）では、前連結会計年度に終了した業務の影響を受けたとのことです。スポット業務は社会イベントに伴う需要を取り込み前年度並みに推移したとのことです。海外は、売上面では新規顧客、既存顧客の取引増加や円安進行による為替の影響により堅調に推移した一方で、費用面では米国やフィリピンでの人件費増加等の影響を受けたとのことです。また、販売費及び一般管理費は、情報セキュリティ基盤の強化等により前年同期比で増加したとのことです。バックオフィス事業に関して、基礎業務が堅調に推移したことに加え、社会イベントに伴うスポット業務を受注したとのことです。以上の結果、2022年度の経営成績は、売上高は1,206億円、営業利益は67億円、経常利益は65億円、親会社株主に帰属する当期純利益は43億円となったとのことです。

「中期経営計画2023」では対象者が考える社会全体のあるべき姿「Sustainable & Reliable Society」の実現に向け非財務目標についても設定し、経済価値及び社会価値の両面での成長を目指しているとのことです。サステナビリティ全般の取組みを推進するため、2022年4月にはサステナビリティ推進担当役員及びサステナビリティ推進委員会を設置したとのことです。「DXを通じたCXの高度化」では、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応したビジョンの策定や、戦略・体制の整備等を行い、デジタル変革の準備が整っている（DX-Ready）事業者として経済産業省が定める「DX認定事業者」に選定されたとのことです。「気候変動・環境への対応」では、環境方針を制定するとともに、国際的な気候関連情報開示の枠組みであるTCFD提言に賛同し、同提言に基づく情報開示を実施したとのことです。また、2022年8月には、対象者のサステナビリティに関する取組みをまとめた「サステナビリティレポート2022」を発行しているとのことです。

三井物産及び対象者は、現在に至るまで資本関係及び事業上の取引を通じて関係を築いてまいりました。両社の関係は、1987年6月に、三井物産を中核とし、他11社の出資により対象者が設立され、三井物産が対象者株式4,600株を取得したことを契機としております（設立時の1987年6月23日時点の発行済株式総数8,100株に対する所有割合：56.79%。なお、当該時点において対象者は自己株式を保有しておりません。以下、1998年10月、1999年8月、同年9月、同年10月及び同年12月の取引時点において同様に自己株式を保有しておりません。）。その後、対象者株式を2,755,400株（1998年9月30日時点の発行済株式総数5,274,000株に対する所有割合：52.24%。取得日時及び取得方法は不明です。）取得した後、1998年10月の対象者株式の店頭公開時に305,000株（1998年9月30日時点の発行済株式総数5,274,000株に対する所有割合：5.78%）を株式売出しにより売却し（売却相手方は不明です。以下、1999年8月、同年9月、同年12月、2000年3月、同年4月及び2004年2月の売却において同じです。）、その後、1999年8月に30,000株（1999年6月30日時点の発行済株式総数5,774,000株に対する所有割合：0.52%）を売却（売却方法は不明です。以下、同年9月、同年12月、2000年3月、同年4月及び2004年2月の売却において同じです。）、同年9月に30,000株（1999年9月30日時点の発行済株式総数5,774,000株に対する所有割合：0.52%）を売却、同年10月の対象者とテレガイド日本株式会社との合併に伴う合併対価の割当てとして4,704株（1999年10月1日時点の発行済株式総数5,791,920株に対する所有割合：0.08%）を取得し、同年12月に200,000株（1999年12月9日時点の発行済株式総数5,791,920株に対する所有割合：3.45%）を、2000年3月に185,000株（2000年3月31日時点の発行済株式総数5,791,920株から同日時点の自己株式14株を控除した株式数に対する所有割合：3.19%）を、同年4月に24株（2000年3月31日時点の発行済株式総数5,791,920株から同日時点の自己株式14株を控除した株式数に対する所有割合：0.00%）を売却し、三井物産は対象者株式を2,014,680株（2000年9月18日時点の発行済株式総数5,791,920株から同日時点の自己株式14株を控除した株式数に対する所有割合：34.78%）所有するに至りました。その後、2004年2月に39,080株（2004年2月12日時点の発行済株式総数5,791,920株から同日時点の自己株式30,450株を控除した株式数に対する所有割合：0.68%）を売却し、2006年4月1日に対象者株式1株を3株に分割する株式分割がなされ3,951,200株（2006年4月1日時点の発行済株式総数17,375,760株に対する所有割合：22.74%。なお、同日時点の自己株式数は不明のため、発行済株式総数に対する割合を記載しております。）を取得し、2008年2月1日に対象者株式1株を2株に分割する株式分割がなされ5,926,800株（同日時点の発行済株式総数34,751,520株に対する所有割合：17.05%。なお、同日時点の自己株式数は不明のため、発行済株式総数に対する割合を記載しております。）を取得し、2011年10月1日に対象者株式1株を2株に分割する株式分割がなされ11,853,600株（同日時点の発行済株式総数69,503,040株に対する所有割合：17.05%。なお、同日時点の自己株式数は不明のため、発行済株式総数に対する割合を記載しております。）を取得し、現在三井物産は対象者株式23,707,200株

(所有割合: 36.56%) を所有するに至っており、対象者は三井物産の持分法適用会社となっております。事業面においては、対象者は、コンタクトセンターのサービスを三井物産グループに対して供給しており、三井物産グループと対象者グループは、お互いに重要なビジネスパートナーとして、従来から関係を構築してまいりました。また、対象者は三井物産の従業員10名を出向により受け入れております。

三井物産と対象者は、2008年12月に、タイにおいてコンタクトセンター運営、市場調査及びバックオフィス・データ加工業務に係るサービスを提供するMOCAP Limitedに共同で出資いたしました。さらに2009年11月には、ベトナムに市場調査、バックオフィス・データ加工業務に係るサービスを提供するアウトソーシング事業会社であるMOCAP Vietnam Joint Stock CompanyをSmart Media Joint Stock Companyと共同で設立し、対象者は2017年に同社の株式を三井物産、Smart Media Joint Stock Company及びHarvey Nashより譲り受けることにより同社を完全子会社化しております。

近年、BPO業界は、少子高齢化による労働人口の減少に伴う人材不足や、働き方改革による業務処理量の減少を受けて、市場が拡大しており、デジタルソリューションの導入によるコスト競争力の向上や労働の効率化の促進が求められる等、企業や社会において様々な局面でDXの必要性が高まり、BPOのデジタル化の更なる加速が顕著となっております。特に足許では、人件費の上昇に伴いBPO単価も増加傾向にある中で、求められる業務内容が定型業務からマルチタスク・専門分野に広がるにつれ、BPO単価は今後も一定程度上昇することが想定されております。こうした中、BPO業界のベンダーは、BPaaS(注7)の導入や業務改善コンサルティングサービスの実施等を活用した、CXの提供支援や、業務プロセスにおける付加価値向上を企図して、受託業務の範囲を拡大しており、BPO業界そのものが構造変革期を迎えております。とりわけ、対象者が事業展開を行うコンタクトセンター業界では、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした非接触チャネル需要の広がりによる、紙媒体を用いないテキストによるコミュニケーションの増加や、EC(注8)化の進展による問合せ窓口需要の取り込みによって、国内外で市場が拡大しており(注9)、今後も、人手不足の深刻化や人件費上昇に伴う業務単価上昇によって、市場は拡大する方向で堅調に推移することが見込まれます。また、バックオフィスBPO(注10)業界においても、人手不足の深刻化やコスト競争力の強化に向けた外注需要増加等の要因により、市場は拡大傾向にあります(注11)。一方で、BPO業界では、設備投資を伴う事業基盤の拡大を行うことで多様化する顧客ニーズに合致するサービスを提供できる事業者の寡占化が進んでおり、企業間の競争環境は今後一層激化していくことが見込まれます。

(注7) 「BPaaS」とは、Business Process as a Serviceの略で、クラウドコンピューティングをベースに、既存の業務プロセスをアウトソーシングで受託し、集中管理するサービスをいいます。

(注8) 「EC」とは、Electronic Commerceの略で、インターネット上でモノやサービスを売買すること全般を指します。

(注9) 出典: 矢野経済研究所「2021 コールセンター市場総覧 ～サービス&ソリューション～」(2021年10月28日公表)、経済産業省「令和2年度産業経済研究委託事業(電子商取引に関する市場調査)報告書」(2021年7月30日公表)

(注10) 「バックオフィスBPO」とは、間接業務(例: 申込受付処理・入力・料金計算・契約書管理等)のアウトソーシングを受託することをいいます。

(注11) 出典: 矢野経済研究所「2021-2022 BPO市場の実態と展望」(2021年10月27日公表)

上記のような、コンタクトセンター・BPO市場の規模拡大を受けて、業界における競合他社の売上高が増加傾向にあると考えられる中、対象者の売上高は、2019年度は1,287億円、2020年度は1,276億円、2021年度は1,179億円、2022年度は1,206億円と減収傾向となっております。BPO業界では、エンドユーザーやパートナー企業において、ベンダーの選定にあたり、各ベンダーの公開情報を参照の上、事業規模・財務体質をはじめとする企業情報や業界順位等を重視する傾向にあると三井物産は認識しているところ、コンタクトセンター・BPO業界における市場変化や競合他社におけるビジネスモデルの変革を受けて、今後BPO案件獲得競争が激化することが想定されるため、対象者の規模の拡大を通じた更なる競争力強化が必要と考えるに至りました。

また、三井物産は、対象者について、新型コロナウイルス感染症の拡大によるコミュニケーションチャネルの変化や労働人口減少・働き方改革を契機とする労働の効率化を志向する需要構造の変化が進んでいる昨今の社会・経済状況下においては、企業や行政機関におけるDX推進の流れや、デジタル技術を活用したサービス提供に基づく効果的・効率的な事業形態への対応等による、デジタルBPO(注12)へのビジネスモデル変革が急務であると認識いたしました。

(注12) 「デジタルBPO」とは、人的なリソースのみで業務受託するのではなく、AI等のデジタル技術を活用の上、受託業務の効率化を実現した上で一連業務のアウトソーシングを受託するBPO手法をいいます。

こうした事業環境の変化に対応し、持続的な成長を実現していくためには、対象者の成長戦略としてデジタルソリューションを活用したサービスラインナップ及び顧客に最適なアウトソーシングサービス提案能力の強化を具備すること、また、当該ケイパビリティの活用による、既存のバックオフィス業務にとどまらない顧客のミド

ルオフィスやフロントオフィスまでを含めたオペレーション全般への付加価値のあるBPOサービス提供実績の拡大を通じた、BPO業界におけるプレゼンスの向上が必要であると考えております。さらに、対象者の提供するバックオフィスBPOサービスは、公共事業、電力・公共領域における実績を有する一方で、当該領域以外の顧客に対しても横断的に事業拡大を行うことによる案件獲得実績の積み上げを行うことに成長の余地があると考えております。

三井物産は、従前より対象者と経営情報の交換や人事・技術面の交流を通じて競争力の強化を図っていましたが、対象者グループがこのような事業環境の変化を乗り越えBPO業界における優位なポジションを維持し、拡大していくためには、これまで以上に三井物産グループとして経営への関与を強化する必要性があることを認識するとともに、事業と組織の拡充を補完するパートナーとの業務提携や、経営統合及びその一環としてのM&A取引を含む三井物産として取り得る様々な対象者の企業価値向上を目的とした経営戦略の検討を重ねてまいりました。

こうした中、三井物産は、2021年12月7日にKDDIより、対象者とKDDIエボルバとの戦略的提携協議についての申入れを受けました。KDDIエボルバは、コンタクトセンターを中心としたBPO事業をサービス展開する、KDDIグループの成長戦略の中心にあるKDDIの完全子会社です。KDDIによれば、KDDIエボルバにおいて、DX推進を契機とした、より効率的な事業運営に繋がるビジネスモデルの変革が必要であると考えているとのことでした。三井物産は、KDDIより、対象者及びKDDIエボルバが市場展開を行うコンタクトセンター・BPO市場における上記のビジネスモデルの変化を受けて、対象者とKDDIエボルバの事業提携を通じて、対象者・KDDIエボルバのビジネスモデルの変革並びにそれによる対象者及びKDDIエボルバの事業の成長を目指すことができると考えている旨の説明を受けました。

三井物産は、公開情報やカンファレンスでの見聞によるKDDIエボルバについての調査を通じて得られた情報を踏まえ、対象者の具体的な戦略パートナー候補の一社として、KDDIエボルバが強固な基盤と優れた業績を有しているとの認識を持ったことから、業務上の提携を含むM&A取引の可能性を模索する目的で、2021年12月22日からKDDIとの対話を開始いたしました。これらの対話において対象者及びKDDIエボルバ双方の事業に関する暫定的な事業戦略、戦略的提携、マイノリティ投資、ジョイントベンチャー及び経営統合を含む業務提携のストラクチャーに関する議論を行ったことにより、KDDIエボルバの事業についての理解を深めるとともに、対象者とKDDIエボルバの統合が、高品質なサービス提供の拡大、エンドユーザーやパートナー企業へのサービス水準の向上、営業体制の効率化を実現し、両社の企業価値の最大化及び顧客の利益に繋がるとの認識を深めることができました。かかる初期的な戦略に係る議論を踏まえ、三井物産は、2021年12月下旬、KDDIとの間で、対象者とKDDIエボルバの潜在的な統合を含む戦略的提携に係る協議を始めることを決定いたしました。その後、三井物産は、2021年12月下旬から2022年7月上旬までの期間にわたってKDDIと複数回に及び協議を重ねたことにより、KDDIエボルバの有する安定した顧客基盤に加え、案件獲得におけるKDDIの法人営業と連携した顧客獲得力、デジタルソリューションに係る知見を理解・評価するとともに、シナジー創出の可能性について議論を深めたことで、対象者とKDDIエボルバの経営統合により得られる戦略的なメリットについて強い関心を持つに至りました。

上記のKDDIとの協議、検討を行う中、三井物産は、2022年3月中旬に、三井物産、KDDI、対象者及びKDDIエボルバから独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を、2022年3月下旬に、三井物産、KDDI、対象者及びKDDIエボルバから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、それぞれ選任した上で、KDDIとともに、対象者とKDDIエボルバの経営統合に関する初期的な検討・協議を2022年4月下旬より開始するとともに、経営統合を達成できる取引手法について専門家を含めて検討いたしました。その後、当該検討・協議の結果及び専門家から得られた助言を踏まえ、三井物産及びKDDIは、2022年7月上旬、一般株主の存在する上場企業においては、対象者及びKDDIエボルバの組織を統合し事業戦略を展開することには実務的及び法的な制約があり、また、機密保持の観点からコミュニケーションチャネルや日常的な協力が限定され、統合会社グループとして最適な意思決定であっても一般株主との潜在的な利益相反が生じうることから、上場維持を前提としたKDDIエボルバとの事業戦略の展開や子会社化による経営統合では情報やアイデアのシームレスな共有は不可能であり、統合会社は非上場企業とすることが必須であるところ、対象者が上場企業のままでKDDIエボルバと経営統合を行い、その後に非公開化することは経営統合の手続が非常に複雑になること、経営統合を実現するための手段として公開買付けを実施し、公開買付けにおける公開買付け価格をはじめとする公開買付け実施に係る条件について、一般株主が市場において株式を売却するよりも高い利益の還元を受けることができる水準に設定すれば、対象者の株主の皆様に対して、対象者株式における市場価格に対してプレミアムの付された価格で株式を売却する機会を提供できること、三井物産が公開買付けを実施するのではなく、公開買付けのために新たに設立する買収目的会社が公開買付けを実施するほうが、競争当局からの承認を取得次第速やかに公開買付けを開始することができること、また、三井物産と公開買付けのために新たに設立する買収目的会社で分けて対象者株式を所有する場合、両社で株主としての権利行使が必要となり手続が煩雑になるところ、対象者とKDDIエボルバを統合する前に三井物産が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することにより、対象者とKDDIエボルバの経営統合後において三井物産が直接統合会社に対する議決権比率に応じた株主としての機動的な権利行使が実現できること等から、本公開買付け及び本スクイズアウト手続並びに本合併を通じて三井物

産が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有し、本合併を通じて対象者とKDDIエボルバの統合を行うことが、両社の経営統合を行い、その統合会社の経営及び事業運営を三井物産とKDDIのみが株主としてサポート可能な体制を構築でき、統合会社グループの中長期的な競争力強化のために必要と思われる経営施策を機動的に実施し得る体制の構築を目的とした取引手法として、最善の選択肢であるとの結論に至りました。なお、三井物産とKDDIは、2022年1月上旬から2023年1月13日まで継続して、週次の定例会議の機会を設けること等により定期的に、本経営統合の実施方針及び取引条件、並びに本経営統合後の経営方針及び経営体制等についての協議を重ねてまいりました。本経営統合後の経営方針及び経営体制等の内容については、下記「本公開買付け後の経営方針」及び下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本株主間契約」をご参照ください。

三井物産は、上記のDXに対応したデジタルソリューションを駆使したサービス提供や、抜本的な業務改革を伴うサービス提供に課題がある現在の対象者の事業環境下において、対象者が独立した事業体を継続する場合には、投資に必要な資本、研究開発に従事する人員及びDXを推進するためのアイデアといった経営資源に限られるため、業界構造変化に対応するためのサービスポートフォリオの拡大や、営業組織体制強化等の施策の十分かつ継続的な実行が難しくなることを懸念しておりました。三井物産は、本公開買付け及び本スクイズアウト手続並びに本合併を通じて三井物産が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有した上で、対象者とKDDIエボルバを統合し、その統合会社の経営及び事業運営を三井物産とKDDIのみが株主としてサポート可能な体制を構築することによって、KDDIエボルバの有するデジタルソリューションに係る知見を活用するとともに、統合会社グループとしてより多くの経営資源を利用可能とすることで当該課題を解決することができると考えました。また、KDDIとしては、KDDIエボルバにおいても、対象者の有する、公共事業、電力・金融業種における顧客基盤と、北米を中心とするコンタクトセンター事業の海外展開は、KDDIエボルバの顧客ポートフォリオの補完と海外へのシェア拡大に資するものと考えているとのことでした。このような対象者とKDDIエボルバの連携によって、統合会社は国内外のコンタクトセンター市場における優位なポジションを維持・拡大することができ、これにより、国内外のコンタクトセンター市場における売上拡大をより迅速に行うことができると考えたため、このタイミングで対象者とKDDIエボルバの統合を進めることがふさわしいと判断し、三井物産及びKDDIは対象者に対して、2022年7月15日に、法的拘束力を持たない意向表明書を提出し、対象者株式の公開買付け及びスクイズアウト手続並びにその後の対象者及びKDDIエボルバの経営統合の実施に向けた検討・協議を開始したい旨を提案（以下「本提案」といいます。）いたしました。

これに対して、対象者は、2022年7月中旬、三井物産及びKDDIから本提案を受けたことを契機として、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバとの間で協議を開始することや本取引及び本経営統合の実施の是非等を含めて検討し、また、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバとの間で本取引及び本経営統合に関する交渉を行うために、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバ並びに対象者から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を、外部の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、2022年8月5日及び8月17日に2度、対象者、三井物産及びKDDIの3社間で面談を実施し、本提案の前提、経営方針等に関してヒアリングを行ったとのことです。また、対象者は、2022年8月27日、三井物産及びKDDIから独立した立場で本取引について検討、交渉等を行うため、独立社外取締役及び独立社外監査役によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置する旨の決議を行ったとのことです。本特別委員会は、対象者において、財務アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任することを承認し、本公開買付けに係る協議・交渉を行う体制を構築したとのことです。

対象者は、三井物産及びKDDIに対して、2022年8月30日に、本提案に対し、本提案を検討する旨の回答を行い、三井物産及びKDDIが対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施することを許諾したとのことです。2022年9月下旬から2022年12月上旬まで、三井物産は対象者及びKDDIエボルバに対して、KDDIは対象者に対して、各社の事業に関する理解を深め統合シナジーの蓋然性について検討すること並びに、会計、税務、ビジネス、法務、人事労務及びIT等の分野に関して確認を行うことを目的としたデュー・ディリジェンスを実施いたしました。三井物産は対象者、KDDIエボルバそれぞれとの今後の事業展望に関する議論を通じ、KDDIは対象者との今後の事業展望に関する議論を通じ、対象者、KDDIエボルバそれぞれ単独での経営指針、目標についての理解を深めるとともに、統合による企業価値創造の蓋然性の確認を行うことによって、三井物産及びKDDIは、本公開買付けを含む本経営統合の目的、本経営統合後の経営体制・方針、本経営統合における諸条件等についての協議を続けてまいりました。具体的には、三井物産とKDDIは、本経営統合の目的に関しては、統合会社グループの企業価値最大化の観点から、対象者及びKDDIエボルバの両社を統合し、三井物産グループ及びKDDIグループとの協力体制を構築することによって生み出すことのできるシナジー効果についての検討・分析を行いました。本経営統合後の経営体制・方針については、対等の精神の観点から、統合会社に対して三井物産・KDDIの両株主が保有する権利・義務の内容や、統合会社のガバナンス体制の内容について協議を行いました。本経営統合における諸条件に関しては、本公開買付けの諸条件や本経営統合に係るスケジュールの検討を行ってまいりました。

三井物産は、デュー・ディリジェンス及び対象者とKDDIエボルバの経営目標についての各種分析、並びに対象者及びKDDIエボルバの統合を通じた企業価値創造の可能性についてのKDDIとの議論を通じ、本経営統合が、対象者及びKDDIエボルバが単独で事業を行う場合とは異なる形で、高品質なサービス提供の拡大、エンドユーザーやパートナー企業へのサービス水準、ラインナップの向上、営業体制の効率化を実現することによって、対象者とKDDIエボルバの中長期的な成長と企業価値向上を実現でき、一般株主や従業員、取引先といった対象者とKDDIエボルバの全てのステークホルダーに対して高い価値をもたらすことができると確信いたしました。具体的には、本経営統合により、業務効率化やコスト削減に留まらず、対象者の持つ業務設計・運用力における強みとKDDIエボルバのオムニチャネル領域での案件獲得実績・グループ内のケイパビリティが組み合わせることにより、今後より顧客からのニーズが強まっていくことが見込まれるデジタルBPO業界における競争力強化及びコンタクトセンタープレイヤーとしての地位の確立が実現できるものと考えに至りました。上記のデュー・ディリジェンス等を通じて、対象者とKDDIエボルバの事業形態・経営方針・組織文化は類似性が高く、また両社ともBPO市場における優れた業績と強固な事業基盤を有していることから、相互に最善の戦略パートナーであるとの考えを強めました。また、三井物産とKDDIは、本経営統合後のKDDIと三井物産の統合会社に対する議決権所有比率に関しても、両社の間で本経営統合に関する協議を開始した2022年1月上旬より、上記の週次の定例会議の場や電話・メール等での適時のやり取りを通じて協議を重ねてまいりました。三井物産とKDDIは、対等の精神という経営統合理念に則り、対象者とKDDIエボルバがそれぞれ培ってきた企業文化や経営の自主性をお互いに最大限に尊重すべく、BPO事業を中核事業として取り組みこれまでKDDIエボルバを重要な子会社として保有してきたKDDIが、本合併により対象者と合併後のKDDIエボルバ（＝統合会社）を連結子会社として維持し、統合会社の親会社として引き続き統合会社に対しKDDIグループとして経営関与できること、及び、三井物産においても本経営統合を通じて対象者株式の所有割合を引き上げることができ、対等の精神に基づいて経営統合を実施することによりこれまで以上に本合併によりKDDIエボルバと合併後の対象者（＝統合会社）との連携を強化することができることから、本経営統合後のKDDIと三井物産の議決権所有比率をそれぞれ51.0%と49.0%とすることについて、2022年11月下旬に合意いたしました。本公開買付けのストラクチャーに関しては、三井物産とKDDIが共同で公開買付けを実施するのではなく、三井物産が単独で設立する買収目的会社为本公開買付けの実行主体となることで、シンプルなストラクチャーを実現することが、取引実行の確実性及び手続の簡便性の観点からも適切であるとの結論に至りました。以上の検討を踏まえ、三井物産及びKDDIは対象者に対して、2022年11月22日に、三井物産が単独で設立する買収目的会社による対象者株式の公開買付け及びスクイズアウト手続のスキームを前提とする本経営統合の実施を提案する法的拘束力を持たない初期的提案書（以下「初期提案」といいます。）を提出いたしました。

三井物産は、本経営統合後、対象者が培ってきた企業文化や経営の自主性を最大限に尊重しつつ、対等の精神に基づき三井物産とKDDIが協議の上、統合会社グループの持続的な成長に向けて、対象者グループ及びKDDIエボルバが本経営統合により幅広い領域で付加価値を増大し、以下に記載の事項を含むシナジーを発揮すべく、新たな施策の決定を支援していく予定です。

（ ）デジタルBPOの推進に伴う競争力強化

- ・対象者及びKDDIエボルバの相互の連携によって、デジタルBPOを軸に競争力の更なる強化を図り、事業変革の基盤を形成してまいります。KDDIグループでは、KDDIデジタルデザイン株式会社やSupershipホールディングス株式会社、株式会社ARISE analytics、アイレット株式会社において、CRMのビジネスプロセス全体の構想策定、業務の詳細検討・配置計画等の工程や、デジタル活用を支援する機能を有しております。また、対象者では、DX戦略本部及びりらいあデジタル株式会社において、デジタルツールを活用したサービスの開発・提供によるお客様企業の顧客接点におけるDXを推進する機能を有しております。KDDIエボルバが属するKDDIグループと対象者の有するこれらの機能を相互に補充することで、統合会社において、デジタルBPOに

よる顧客の事業プロセスのサポートサービスの提供を推進し、BPO業界におけるプレゼンスの更なる向上を目指すことが可能になると考えております。

- ・ 統合会社におけるデジタルBPO推進のために想定している具体的な取組みの一例としては、コンタクトセンター領域においては、クラウド基盤構築及びIoTや人工知能（AI）等のデジタル技術活用によるコンタクトセンターの運用促進があります。バックオフィス領域においては、特定の専門タスクのアウトソーシング向けに設計されたBPOである、ドメイン特化型のBPOの展開促進を想定しております。
- ・ 統合会社の中長期的な競争力の拡大に向けて、デジタルBPOの実現に資する中堅規模事業者とのM&Aや、DX推進サービスを事業として展開する企業との業務提携等の積極投資の促進による、外部のオペレーションノウハウやナレッジの獲得を検討してまいります。

（ ）営業組織体制の効率化及びコスト削減

- ・ 統合会社では、全社の業務運用情報や個別のコンタクトセンターにおける稼働状況に係る情報を本社機能に集約することで、コンタクトセンターの新設・統合や案件提案及び見積金額等について、コスト最適化の観点から経営判断を行うとともに、受託案件に係る運用拠点及び人員の配置転換、並びにナレッジ蓄積を全社横断的かつ効率的に行うことができる組織体制の構築を目指します。本経営統合により、対象者・KDDIエボルバがそれぞれ保有しているロケーションの統廃合、採用・マーケティングの統合に係る広告宣伝費の効率化、及び業務運営上使用するシステムの統合による、各種コスト削減が可能となります。当該減額分の費用を新規案件対応に回すことで、売上・営業利益の増加が見込まれます。
- ・ 統合会社において対象者・KDDIエボルバの営業機能を統合することで、適正な営業リソース及び業務スタッフ数の確保、並びに業務スタッフのより適切な配置が可能となり、また、幅広い業界・業種の顧客との取引の広がりや業務の効率化・生産性向上を通じて、更なる収益性の改善を図ることができ、人材採用や育成においてのシナジーを創出することが可能となります。また、両社のコーポレート機能を統合することで、両社の既存コーポレート人員を配置転換し、統合会社における事業部門の人員補充が可能となります。
- ・ 本取引により対象者が上場廃止となることにより、対象者において上場を維持するための体制に係るコストや業務負担を軽減できると考えております。

（ ）クロスセル

- ・ 対象者のサービスをKDDIエボルバの既存顧客に提供することや、KDDIエボルバのサービスを対象者の既存顧客に提供することで、統合会社グループ体としての事業展開を推進します。具体的な取組みとしては、KDDIエボルバが営む技術者派遣事業を対象者の既存顧客向けに提供することを検討しております。また、KDDIエボルバの既存顧客に対し対象者の海外コンタクトセンターを提供することで、コンタクトセンター事業の海外展開による売上拡大を図ることができると考えております。
- ・ 対象者・KDDIエボルバ両社のコンタクトセンター・BPO案件におけるブランド力・プレゼンスが掛け合わさることによって、新規顧客の獲得や、既存顧客からの新規案件の引合いが増加することが見込まれ、売上増加を図ることができると考えております。

（ ）クラウド統合基盤の構築

- ・ 統合会社においてクラウド環境に分散するデータを一元的に管理、活用するための基盤を構築し、コンタクトセンターのクラウド化を促進することにより、対象者単独でクラウド化を進めた場合と比較してより多額の投資を実施できることから、より効率的にクラウド化を促進させることができると見込まれます。クラウド統合基盤の構築によりコンタクトセンター事業運営の効率化に伴う費用削減効果が見込まれるとともに、クラウド統合基盤の外販による売上増加を図ることができると考えております。

三井物産は、上記のシナジーを達成するためには、本経営統合を実施し、統合会社の意思決定について経営陣が柔軟性を持つ環境を作ることが不可欠であると考えております。具体的には、三井物産は、一般株主の存在する上場企業においては、対象者及びKDDIエボルバの組織を統合し事業戦略を展開することには実務的及び法的な制約があり、また、機密保持の観点からコミュニケーションチャネルや日常的な協力が限定され、統合会社グループとして最適な意思決定であっても一般株主との潜在的な利益相反が生じることから、上場維持を前提としたKDDIエボルバとの事業戦略の展開や子会社化による経営統合では情報やアイデアのシームレスな共有は不可能であり、対象者株式の非公開化は必須であると考えました。また、対象者とKDDIエボルバを統合したグループを作ることによって、統合会社グループの経営陣や従業員が組織間で自由に移動し、ベスト・プラクティスのオープンな共有、サービスの技術革新や知的財産の開発への投資の支援、デジタルを中心とした成長投資及び三井物産・KDDI両グループとのビジネスシナジー創出を、実務的及び法的な制約や一般株主との利益相反を生じさせずに行うことが可能になると考えました。非公開化によって一般株主との潜在的な利益相反がなくなることで、三井物産及びKDDIと対象者の間のコミュニケーションが容易となる一方で、上場維持を前提としたKDDIエボルバとの事業戦略の展開や子会社化による経営統合では、このような事業上の情報を制限なく共有することやサービスの技術革新や新技術開発への投資支援は困難であると考えております。

上記の三井物産における検討過程並びにKDDIとの協議及び交渉を踏まえ、2022年11月22日に行った初期提案の提出以降も、三井物産は、統合会社グループの企業価値最大化の観点から、本経営統合の実施及び本公開買付けの諸条件や本経営統合実施に係るスケジュール等の取引ストラクチャーの詳細を含めた取引条件、並びに対等の精神に基づく統合会社のガバナンス体制の内容、統合会社に対して三井物産・KDDIの両株主が保有する権利・義務の内容及び統合会社への関与方針等を含む本経営統合後の経営・事業運営の計画について、KDDIとの間で上記の週次の定例会議の場やメール・電話等での適時のやり取りを通じて、協議・交渉を重ね、2022年12月6日、三井物産は対象者に対し、本公開買付けにおける公開買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を記載した法的拘束力を有しない提案書（以下「第1回提案」といいます。）を提出いたしました。三井物産は、対象者の事業、財務及び将来計画に関する多面的かつ総合的な分析を行い、本公開買付価格を1,300円とすることで、本公開買付価格の対象者株式の市場株価に対するプレミアムは、東京証券取引所プライム市場における(a)2022年12月2日時点での対象者株式の終値1,007円に対して29.10%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じとします。）、(b)2022年12月2日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,025円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して26.83%、(c)2022年12月2日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値994円に対して30.78%、(d)2022年12月2日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,032円に対して25.97%のプレミアムとなることから、対象者の株主の皆様にも不利益が生じない価格として、第1回提案における本公開買付価格を1,300円といたしました（具体的な算定根拠につきましては、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」をご参照ください。）。

第1回提案の提出後である2022年12月9日、三井物産は、対象者及び本特別委員会から、第1回提案における本公開買付価格は対象者として少数株主に対して賛同表明を決議できる水準には達しないと判断したとの理由で再検討の要請を受けました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、三井物産はKDDIとの間において、本取引の諸条件について真摯に協議・交渉を重ね、2022年12月19日、三井物産は、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,375円（2022年12月16日時点での本公開買付価格の対象者株式の市場株価に対するプレミアムは、(a)同日の終値1,018円に対して35.07%、(b)2022年12月16日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,020円に対して34.80%、(c)2022年12月16日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値997円に対して37.91%、(d)2022年12月16日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,027円に対して33.89%となります。）とする旨の再提案（以下「第2回提案」といいます。）を行いました。

第2回提案の提出後である2022年12月23日、三井物産は、対象者及び本特別委員会から、第2回提案における本公開買付価格は引き続き対象者として少数株主に対して賛同表明を決議できる水準には達しないと理由で1株当たり1,640円への引き上げの要請を受けました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、三井物産はKDDIとの間において、本取引の諸条件について真摯に協議・交渉を重ね、2022年12月28日、三井物産は、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,440円（2022年12月27日時点での本公開買付価格の対象者株式の市場株価に対するプレミアムは、(a)同日の終値1,024円に対して40.63%、(b)2022年12月27日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,014円に対して42.01%、(c)2022年12月27日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値999円に対して44.14%、(d)2022年12月27日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,025円に対して40.49%となります。）とする旨の再提案（以下「第3回提案」といいます。）を行いました。

第3回提案の提出後である2022年12月30日、三井物産は、対象者及び本特別委員会から、対象者の少数株主にとってできる限り有利な取引条件を確保する観点から、1株当たり1,530円への引き上げの要請を受けました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、三井物産はKDDIとの間において、本取引の諸条件について真摯に協議・交渉を重ね、2023年1月6日、三井物産は、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,460円（2023年1月5日時点での本公開買付価格の対象者株式の市場株価に対するプレミアムは、(a)2023年1月5日の終値979円に対して49.13%、(b)2023年1月5日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,008円に対して44.84%、(c)2023年1月5日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,003円に対して45.56%、(d)2023年1月5日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,022円に対して42.86%となります。）とする旨の再提案（以下「第4回提案」といいます。）を行いました。

第4回提案の提出後である2023年1月10日、三井物産は、対象者及び本特別委員会から、対象者の少数株主にとってできる限り有利な取引条件を確保する観点から、1株当たり1,480円への引き上げの要請を受けました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、三井物産はKDDIとの間において、本取引の諸条件について真摯に協議・交渉を重ね、2023年1月11日、三井物産は、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,465円（2023年1月10日時点での本公開買付価格の対象者株式の市場株価に対するプレミアムは、(a)2023年1月10日の終値970円に対して51.03%、(b)2023年1月10日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,006円に対して45.63%、(c)2023年1月10日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,004円に対して45.92%、(d)2023年1月10日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,019円に対して43.77%となります。）とする旨の再提案（以下「最終提案」といいます。）を行いました。

最終提案の提出後である2023年1月11日、三井物産は、対象者及び本特別委員会から、最終提案における提案価格について本特別委員会において慎重に検討を行った結果、対象者の少数株主をはじめとしたステークホル

ダーの皆様より幅広い理解と賛同をいただくことができる水準と考えているとして、本公開買付価格を1,465円とすることに同意する旨の回答を受領いたしました。

以上の協議・交渉の結果、三井物産、KDDI及び対象者は、2023年1月11日、本公開買付価格を1株当たり1,465円とすることで合意に至り、三井物産とKDDIは2023年1月13日付で、本取引基本契約及び本株主間契約を締結し、本前提条件が充足されていること又は三井物産及びKDDIにより放棄されていることを条件に、本経営統合を目的として、公開買付者が対象者株式の全て（但し、三井物産が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

また、公開買付者は、セントラル警備保障との間で2023年1月13日付で本応募契約を締結いたしました。セントラル警備保障との間においては、2022年12月2日に面談を実施し本取引についての説明及び応募契約の締結の打診を行った後、2022年12月7日に再度面談を実施し、本応募契約の締結に係る交渉を開始しております。そして、三井物産はセントラル警備保障との間で、本応募契約の内容に関してメールによる協議及び交渉を重ね、2023年1月12日、三井物産はセントラル警備保障に対し本公開買付価格を1,465円とする予定である旨伝達し、当該価格であれば本応募契約を締結し本公開買付けに応募することを応諾可能である旨の回答を受領したことから、2023年1月13日、セントラル警備保障との間で本応募契約を締結いたしました。

そして、公開買付者らは、2023年3月31日、対象者に対して、国内外（日本、中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナム）の競争法その他類似の法律に基づく手続及び対応のうち、一部の国における競争法その他類似の法律に基づく手続及び対応が完了しておらず、本公開買付けを開始する時期は2023年5月頃になるものと見込んでいる旨の連絡を行いました。

その後、公開買付者らは、2023年5月25日に、ベトナム当局から発出された本合併を承認する文書を受領したことをもって、本取引及び本経営統合の実行に必要な国内外（日本、中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナム）の競争法その他類似の法律上のクリアランスの取得が全て完了したことから、同日、本前提条件がいずれも放棄されることなく全て充足されることが確実であると判断したため、対象者に対し、その他の本前提条件が充足されていること又は三井物産及びKDDIにより放棄されていることを前提として、本公開買付けの開始日を2023年5月30日とする予定である旨の連絡を行いました。

対象者は、2023年5月8日、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会に対して、本公開買付けが開始されるにあたり、本特別委員会が2023年1月13日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。

本特別委員会は、2023年5月12日開催の第17回特別委員会、同月17日開催の第18回特別委員会及び同月29日開催の第19回特別委員会において、対象者から、2023年1月13日以降本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、当該諮問事項について検討を行った結果、2023年1月13日以降、2023年5月29日までの事情を勘案しても2023年1月13日付で対象者取締役会に対して表明した意見を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2023年5月29日に、委員全員の一致の決議により、対象者取締役会に対して、本特別委員会が2023年1月13日付で対象者取締役会に対して行った答申内容を変更する必要はないものとする旨の答申書（以下「2023年5月29日付答申書」といいます。）を提出したとのことです。

このような中、今般、公開買付者らは、2023年5月29日に、対象者における本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議以外の本前提条件がいずれも放棄されることなく全て充足されたことを確認し、かつ、当該本前提条件も充足することが確実であると判断したことから、同日、本公開買付けを2023年5月30日から開始することを決定いたしました。

これに対して、対象者は、2023年5月29日付答申書に示された本特別委員会の判断内容及び2023年1月13日開催の取締役会以降の対象者の業績や市場環境の変化等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討したとのことです。

その結果、対象者は、2023年5月29日時点においても、本取引を行うことが、対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的や当該目的を達成する意義や必要性が高まりこそすれ、薄れることはなく、2023年1月13日時点における対象者の本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、2023年5月29日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨、決議をしたとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに、三井物産から出資を受けることにより、本公開買付けの決済資金等を調達する予定です。また、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けの開始に先立ち、三井物産は公開買付者に対して、上記の出資により本公開買付けの決済資金等を公開買付者に提供する旨の出資証明書を、2023年5月26日に提出しております。

本公開買付け後の経営方針

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、三井物産は、2023年1月13日付で締結した本取引基本契約に基づき、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主を公開買付者らのみとすることを企図しております。本スクイズアウト手続により、対象者の株主を公開買付者らのみとした後、対象者及び公開買付者の間において本合併を実施し、本合併の効力発生後に、対象者及びKDDIエボルバの間において本合併を行います。上記の一連の取引を含む本経営統合の完了後、KDDIエボルバとの一体化を進め、統合会社グループ全体としての持続的な成長、企業価値の最大化を実現してまいります。

本経営統合の完了後、統合会社グループは、円滑な統合を実現し、統合会社グループの企業価値を最大化するために、対等の精神をもって、国内No. 1 コンタクトセンターの実現と、顧客基盤・事業アセットを活かし、人×デジタルによりあらゆる産業に対応する日本最大のデジタルBPO事業者を目指すという目的を達成し、統合会社の企業価値を最大化するべく、各種施策を実行いたします。

三井物産及びKDDIは、2023年1月13日付で締結した株主間契約書（以下「本株主間契約」といいます。）において、本経営統合後における統合会社の取締役について、三井物産が5名、KDDIが6名、それぞれ指名及び選任することを合意しておりますが、その具体的な候補者については、本書提出日現在においては未定です。その他、具体的な本経営統合後における統合会社の経営方針については、本書提出日現在においては詳細は未定ですが、統合会社の企業価値の最大化を実現できる体制を作るべく、三井物産及びKDDI並びに対象者及びKDDIエボルバの間で協議してまいります。

三井物産は、本株主間契約に基づき、本経営統合後の統合会社の具体的なガバナンス・運営等についても合意しております。本株主間契約の詳細は、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本株主間契約」をご参照ください。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由

() 公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯

対象者は、上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2022年7月15日、本提案を受けたことを契機として、対象者株式の価値算定、三井物産との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助を受けるために、専門性及び実績等の検討を行った上で本取引に関して、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバ並びに対象者から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券を、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けるために、専門性及び実績等の検討を行った上で外部の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、2022年8月5日及び8月17日に2度、対象者、三井物産及びKDDIの3社間で面談を実施し、本提案の前提、経営方針等に関してヒアリングを行った上で、同年8月30日に本提案を検討する旨の返答をしたとのことです。そして、対象者取締役会は、対象者は三井物産又は本公開買付けの公開買付者として設立される予定の買収目的会社の子会社ではなく、本公開買付けは、支配株主による公開買付けには該当しないものの、公開買付者の親会社である三井物産が、対象者株式23,707,200株（所有割合：36.56%）を所有し、対象者を持分法適用会社としていること等により、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当し得ることに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、森・濱田松本法律事務所の助言を踏まえ、直ちに、三井物産及びKDDIから独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始したとのことです。

具体的には、対象者は、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2022年7月下旬から対象者の独立社外取締役及び独立社外監査役から構成される本特別委員会の設置に向けた準備を進めたとのことです。その上で、同年8月27日開催の対象者取締役会における決議により、木村尚敬氏（対象者独立社外取締役）、岸上順一氏（対象者独立社外取締役）及び川口里香氏（対象者独立社外監査役）の3名から構成される本特別委員会を設置し、本特別委員会に対し、()本公開買付けについて対象者取締役会が賛同すべきか否か、及び、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと並びに()対象者取締役会による本取引についての決定が、対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べること（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問したとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、()対象者取締役会における本取引に関する意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、()本特別委員会が本取引に関する取引条件が妥当でないと判断した場合、対象者取締役会は当該取引条件による本取引の承認を行わないこととすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、()対象者が三井物産、KDDI及びKDDIエボルバとの間で行う交渉の過程に実質的に関与すること（三井物産、KDDI及びKDDIエボルバとの交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、並びに、自ら三井物産、KDDI及びKDDIエボルバと交渉を行うことを含みます。）、()本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は対象者が負担します。）、又は、対象者の財務若

しくは法務等に関するアドバイザーを指名し又は承認（事後承認を含みます。）すること、（ ）必要に応じ、対象者の役職員から本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領すること、並びに（ ）その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項について権限を付与することを決議しているとのことです（当該取締役会における決議の方法については、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。）。

また、対象者は、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会において、対象者の財務アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任することの承認を受けているとのことです。

さらに、対象者は、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に關する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を対象者の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の確認を受けているとのことです（かかる検討体制の詳細については、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した検討体制の構築」をご参照ください。）。

（ ）検討・交渉の経緯

対象者は、2022年7月15日、三井物産及びKDDIから本提案を受領したことを契機として、本取引に関して、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバ並びに対象者から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券を、外部の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、2022年8月5日及び8月17日に2度、対象者、三井物産及びKDDIの3社間で面談を実施し、本提案の前提、経営方針等に関してヒアリングを行った上で、同年8月30日に本提案を検討する旨の返答をしたとのことです。その後、対象者は、SMBC日興証券から対象者株式の価値算定結果に関する報告、三井物産との交渉方針に関する助言を受けるとともに、森・濱田松本法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応等についての法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってきたとのことです。

対象者は、上記のとおり、2022年8月5日及び8月17日に2度、対象者、三井物産及びKDDIの3社間で面談を実施し、本提案の前提、経営方針等に関してヒアリングを行い、2022年9月以降、三井物産及びKDDIとの間で、本取引の意義及び目的、本経営統合後の経営・事業運営の計画等について協議・交渉を重ねたとのことです。具体的には、対象者及び本特別委員会は、2022年10月10日、三井物産に対して、本提案及び本取引に関する質問書を送付し、2022年10月20日、三井物産より口頭にて当該質問書に対する回答を受領した上でその趣旨の確認を実施し、また2022年11月24日にも三井物産及びKDDIから口頭にて本取引の意義・目的等に関する追加の説明を受けたとのことです。さらに、対象者は、これらの説明・回答を受け、2022年12月5日、三井物産及びKDDIに対する追加的な質問書を送付し、三井物産及びKDDIから2022年12月8日に口頭にて説明を受けた上、翌9日に回答を受領し、さらに2022年12月14日にも本取引及び本経営統合の意義・目的等について追加的な説明を受けたとのことです。

対象者及び本特別委員会は、上記の三井物産及びKDDIとの間の協議・交渉を踏まえて、本取引の是非及び本取引に係る取引条件の妥当性を検討し、また、三井物産から、本公開買付価格を1,300円とする旨の第1回提案を受領したとのことです。

第1回提案の受領後である2022年12月9日、対象者及び本特別委員会は、三井物産に対し、本特別委員会における検討の結果を踏まえ、第1回提案における本公開買付価格が対象者として少数株主に対して賛同表明を決議できる水準には達しないと判断したことを理由に、本公開買付価格の再提案の要請を行ったとのことです。

対象者及び本特別委員会は、2022年12月19日、三井物産から、本公開買付価格を1株当たり1,375円とする第2回提案を受領し、2022年12月23日、対象者及び本特別委員会は、三井物産に対し、本特別委員会との協議を踏まえ、本公開買付価格は引き続き対象者として少数株主に対して賛同表明を決議できる水準には達しないと理由で本公開買付価格を1株当たり1,640円に引き上げる旨の要請を行ったとのことです。

対象者及び本特別委員会は、2022年12月28日、三井物産から、本公開買付価格を1株当たり1,440円とする第3回提案を受領し、2022年12月30日、対象者及び本特別委員会は、三井物産に対し、本特別委員会との協議を踏まえ、対象者の少数株主にとってできる限り有利な取引条件を確保する観点から、本公開買付価格を1株当たり1,530円に引き上げる旨の要請を行ったとのことです。

対象者及び本特別委員会は、2023年1月6日、三井物産から、本公開買付価格を1株当たり1,460円とする旨の第4回提案を受領し、2023年1月10日、対象者及び本特別委員会は、三井物産に対し、本特別委員会

との協議を踏まえ、対象者の少数株主にとってできる限り有利な取引条件を確保する観点から、本公開買付価格を1株当たり1,480円に引き上げる旨の要請を行ったとのことです。

対象者及び本特別委員会は、2023年1月11日、三井物産から、本公開買付価格を1株当たり1,465円とする旨の最終提案を受領したとのことです。2023年1月11日、対象者及び本特別委員会は、三井物産に対し、最終提案における提案価格について本特別委員会において慎重に検討を行った結果、対象者の少数株主をはじめとしたステークホルダーの皆様より幅広い理解と賛同をいただくことができる水準と考えているとして本公開買付価格を1,465円とすることに同意する旨の回答を行ったとのことです。

以上の検討・交渉過程において、本特別委員会は、適宜、対象者や対象者のアドバイザーから報告を受け、確認及び意見の申述等を行っているとのことです。具体的には、対象者は、対象者が作成した2023年3月期から2026年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について本特別委員会の確認を受け、その承認を受けているとのことです。また、対象者の財務アドバイザーは、三井物産との交渉にあたっては、本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、また、三井物産から本公開買付価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、その指示に従って対応を行っているとのことです。

そして、対象者は、2023年1月13日、本特別委員会から、同日時点において、本公開買付けが開始された場合には、対象者取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主の皆様に応募を推奨する旨の意見表明に係る決議を行うことは相当であり、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える旨の答申書（以下「2023年1月13日付答申書」といいます。）の提出を受けているとのことです（2023年1月13日付答申書の概要については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

() 対象者の意思決定の内容

以上の経緯のもとで、対象者は、2023年1月13日開催の対象者取締役会において、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、SMBC日興証券から受けた助言及び1月12日付で提出を受けた対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「対象者株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、2023年1月13日付答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議を行ったとのことです。

その結果、対象者は、以下のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。

上記「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者グループが属する業界においては、日本国内の労働人口の減少等の構造的な要因により今後も堅調に推移することが予想されているとのことです。一方、想定よりも大きな労働市場のひっ迫によるオペレーション人財（特に現場管理者層）の充足の可否が、スポット業務を含む大型業務の受託に大きく影響していることに加え、中堅BPOベンダーの台頭による競争環境の激化及びアウトソーシングニーズの多様化による、コンサル領域・IT領域といった高付加価値サービスの提供についても求められる傾向になったとのことです。しかし、上記の課題のうち、特に競争環境の激化と、労働市場のひっ迫は想定以上のスピードで進んでおり、コンサル領域・IT領域を中心とした機能強化による高付加価値化・差別化や、デジタル技術の活用による人的リソースに依存したビジネスモデルからの変革が急務となっているとのことです。対象者が「中期経営計画2023」を達成し、顧客企業・消費者・対象者従業員の三方向の好循環を実現して持続的に成長していくためには、よりスピード感をもった変革が必要であり、そのためには、他社との連携等を通じた成長に向けた取組みが重要と考えているとのことです。そのための積極的な投資は、中長期的にはメリットが見込まれ、対象者の企業価値向上に資すると考えられるものの、短期的には初期費用・投資が先行し、対象者の財務状況や業績に影響を与える可能性があるため資本市場から十分な評価が得られない可能性があるとのことです。したがって、対象者は、対象者の一般株主の皆様の利益を図りつつ積極的な投資を実行することについては限界が存在するため、公開買付者らが対象者の株主を公開買付者らのみとすること並びに公開買付者ら及びKDDIが本取引を実施することにより本経営統合を行うことで、急激な環境変化に対応した対象者の事業及び経営基盤の抜本的な強化を図るために積極的な投資等を実行することが、対象者の企業価値向上にとって最善な手法であると2023年1月13日に判断したとのことです。

対象者が本取引によって実現可能と考える具体的なシナジーは、以下のとおりとのことです。

(ア) 事業基盤強化による売上拡大

対象者の株主を公開買付者らのみとすること及び本経営統合を行うことは、三井物産と対象者の少数株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避することとなり、対象者において、三井物産グループ及びKDDIグループの顧客基盤・営業網等をより一層有効に活用することを可能にするとのことで

す。KDDIエボルバとの統合により、対象者とKDDIエボルバの統合会社は国内コンタクトセンター事業者として、対象者とKDDIエボルバそれぞれの企業のみでは達成できない売上規模を実現し、コンタクトセンター及び人材というリソースを共同して有効に活用することにより、事業基盤が強化され、売上拡大をより迅速に行うことができると考えているとのことです。

(イ) 業務の効率化・生産性向上による収益性改善

対象者の株主を公開買付者らのみとすること及び本経営統合を行うことで、三井物産と対象者の少数株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避し、事業、顧客、従業員、地域社会の長期的な利益となる投資及びその意思決定について経営陣が柔軟性を持つ環境をつくることができると考えているとのことです。また、統合会社グループ間での経営陣や従業員の自由な移動により、オープンな情報共有、サービスの技術革新や知的財産の開発への投資の支援等が可能となり、業務の効率化・生産性向上を通じて、更なる収益性の改善を図ることができると考えているとのことです。

また、対象者とKDDIエボルバの拠点や設備の統廃合を行うことで、収益性の改善を図る余地があると考えているとのことです。

(ウ) 更なる付加価値の高いサービスの開発・提供

対象者は、今後の事業成長において、デジタル対応やコンサル機能の拡充等による提供サービスの付加価値向上は喫緊の課題であると考えているとのことです。その課題の解決策として内製化及び外部パートナーの活用を考えていたとのことです。対象者の株主を公開買付者らのみとすること及び本経営統合を行うことは、公開買付者らと対象者の少数株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避することで、対象者において、三井物産グループ及びKDDIグループ企業各社のノウハウやリソースを活用することを可能にし、更なる付加価値の高いサービスの開発・提供を図ることができると考えているとのことです。

(エ) 上場維持コスト及び管理部門の業務負担軽減

対象者において、近年の新市場区分における上場維持基準への適合対応及び改訂されたコーポレートガバナンス・コード等に対応するために、上場を維持するための体制や業務負担は、年々増大しているとのことです。本取引により対象者株式を非公開化することによって、これらのコスト及び業務を軽減できると考えているとのことです。

さらに、対象者は、本取引後においては、三井物産グループ及びKDDIグループと少数株主の間の利益相反や独立性確保のための制約が回避できることとなり、中長期的な成長の観点から必要な三井物産グループ及びKDDIグループとの連携及び経営資源の効率的活用を迅速かつ円滑に行いながら、対象者を含む三井物産グループ及びKDDIグループの中長期的な企業価値向上に資することができると考えているとのことです。

また、対象者は、以下の点から、本公開買付価格である1株当たり1,465円は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、その他本公開買付けの条件は公正であることから、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

- (a) 当該価格が、対象者において、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、公開買付者らとの間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること
- (b) 当該価格が、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の対象者株式価値算定書におけるSMBC日興証券による対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価法及び類似上場会社比較法による算定結果を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果の範囲内であること
- (c) 本取引において、本公開買付期間は法令に定められた最短期間である20営業日（注）とされているものの、公開買付け予定の公表から実際の公開買付け開始までの期間が長期にわたるため、一般株主の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び公開買付者ら以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されていること

（注） 2023年1月13日の時点では、公開買付者らより、本公開買付期間を20営業日とする旨の連絡を受けておりましたが、下記「4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(1) 買付け等の期間」の「届出当初の期間」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付期間を22営業日と定めており、米国の証券関連法上の公開買付期間の最低必要日数である、米国における20営業日が確保される公開買付期間としております。

- (d) 本取引において、本公開買付けの下限は「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数には満たないものの、本取引では他に十分な公正性担保措置が講じられていることから、買付予定数の下限が「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に設定されていないことは本公開買付けの公正性を損なうものではないと考えられること
- (e) 本取引において、本株式売渡請求(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に定義します。以下同じです。)又は本株式併合をする際に株主に対価として交付される金銭は、本公開買付けに当該各株主(対象者及び公開買付者らを除きます。)の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定であることから、一般株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮されていること
- (f) 当該価格その他本公開買付けの条件は、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した2023年1月13日付答申書においても、妥当であると認められると判断されていること

以上より、対象者は、2023年1月13日開催の対象者取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付けを含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

また、上記の対象者取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した本特別委員会に対して、本特別委員会が2023年1月13日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。

そして、公開買付者らは、2023年3月31日、対象者に対して、国内外(日本、中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナム)の競争法その他類似の法律に基づく手続及び対応のうち、一部の国における競争法その他類似の法律に基づく手続及び対応が完了しておらず、本公開買付けを開始する時期は2023年5月頃になるものと見込んでいる旨の連絡を行いました。

その後、公開買付者らは、2023年5月25日に、ベトナム当局から発出された本合併を承認する文書を受領したことをもって、本取引及び本経営統合の実行に必要な国内外(日本、中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナム)の競争法その他類似の法律上のクリアランスの取得が全て完了したことから、同日、本前提条件がいずれも放棄されることなく全て充足されることが確実であると判断したため、対象者に対し、その他の本前提条件が充足されていること又は三井物産及びKDDIにより放棄されていることを前提として、本公開買付けの開始日を2023年5月30日とする予定である旨の連絡を行いました。

対象者は、2023年5月8日、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会に対して、本公開買付けが開始されるにあたり、本特別委員会が2023年1月13日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。

本特別委員会は、2023年5月12日開催の第17回特別委員会、同月17日開催の第18回特別委員会及び同月29日開催の第19回特別委員会において、対象者から、2023年1月13日以降本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、当該諮問事項について検討を行った結果、2023年1月13日以降、2023年5月29日までの事情を勘案しても2023年1月13日付で対象者取締役会に対して表明した意見を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2023年5月29日に、委員全員の一致の決議により、対象者取締役会に対して、本特別委員会が2023年1月13日付で対象者取締役会に対して行った答申内容を変更する必要はないものとする旨の2023年5月29日付答申書を提出したとのことです。

このような中、今般、公開買付者らは、2023年5月29日に、対象者における本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議以外の本前提条件がいずれも放棄されることなく全て充足されたことを確認し、かつ、当該本前提条件も充足することが確実であると判断したことから、同日、本公開買付けを2023年5月30日から開始することを決定いたしました。

これに対して、対象者は、2023年5月29日付答申書に示された本特別委員会の判断内容及び2023年1月13日開催の取締役会以降の対象者の業績や市場環境の変化等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討したとのことです。

その結果、対象者は、2023年5月29日時点においても、本取引を行うことが、対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的や当該目的を達成する意義や必要性が高まりこそすれ、薄れることはなく、2023年1月13日時点における対象者の本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、2023年5月29日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨、決議をしたとのことです。

なお、対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、対象者は、公開買付者らの子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。三井物産は、本書提出日現在において、対象者株式を23,707,200株（所有割合：36.56%）所有し、対象者を持分法適用会社としております。本取引が対象者の主要株主かつ筆頭株主である三井物産による持分法適用会社の買収に該当することから、対象者における本取引の検討の過程において構造的な利益相反の問題と一般株主との間の情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれがあること、対象者の取締役8名のうち、三井物産の従業員の地位を過去10年以内に有していた者が3名（網野孝氏、石垣聖二氏、古賀博之氏）、三井物産の執行役員を現在兼務している者が1名（小日山功氏）いること、及び対象者の監査役4名のうち、三井物産の従業員の地位を過去10年以内に有していた者が1名（丸岡利彰氏）いることに鑑み、本公開買付けを含む本取引において、公開買付者ら及び対象者は、本公開買付けの段階から本公開買付けの公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、また利益相反の疑いを回避する観点から、下記 から の措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置等については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

また、公開買付者らは、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の応募を本公開買付け成立の条件として設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限は設定していません。もっとも、下記 から までの措置を通じて、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

公開買付者らにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

三井物産は、本公開買付けの公正性を担保するため、本公開買付けを決定するにあたり、公開買付者ら、KDDI及びKDDIエボルバ並びに対象者から独立した第三者算定機関として三井物産のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、公開買付者ら、KDDI及びKDDIエボルバ並びに対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本経営統合に関して重要な利害関係を有していません。

野村證券は、複数の株式価値算定手法の中から、対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの判断に基づき、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場していることから市場株価平均法を、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて、対象者株式の株式価値の算定を行いました。三井物産は、野村證券から、2023年1月13日付で株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、三井物産は、公開買付者らにおいて本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しており、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、野村證券から本公開買付けの公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

三井物産が野村證券から取得した本株式価値算定書の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」をご参照ください。

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

() 設置等の経緯

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」に記載のとおり、対象者は、2022年8月27日に開催された対象者取締役会における決議により、本特別委員会を設置したとのことです。かかる本特別委員会の設置に先立ち、対象者は、2022年7月下旬から、三井物産、KDDI及

びKDDIエボルバから独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するために、森・濱田松本法律事務所の助言も得つつ、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバ並びに本取引との間で重要な利害関係を有しない対象者の独立社外取締役及び独立社外監査役の全員に対して、本提案を受領した旨並びに本取引は支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が生じ得るため、本取引に係る検討・交渉を行うにあたっては、特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を個別に説明したとのことです。また、対象者は、並行して、森・濱田松本法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補者の検討を行ったとのことです。その上で、対象者は、本特別委員会の委員の候補者が、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバからの独立性を有すること並びに本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、上記対象者の独立社外取締役及び独立社外監査役と協議し、森・濱田松本法律事務所の助言を得て、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、木村尚敬氏、岸上順一氏及び川口里香氏の3名を本特別委員会の委員の候補として選定したとのことです（なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。また、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされており、成功報酬は採用していないとのことです。）。

その上で、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」に記載のとおり、2022年8月27日開催の対象者取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問したとのことです。

また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、()対象者取締役会における本取引に関する意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、()本特別委員会が本取引に関する取引条件が妥当でないと判断した場合、対象者取締役会は当該取引条件による本取引の承認を行わないこととすることを決議するとともに、本特別委員会に対し、()対象者が三井物産、KDDI及びKDDIエボルバとの間で行う交渉の過程に実質的に関与すること（三井物産、KDDI及びKDDIエボルバとの交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、並びに、自ら三井物産、KDDI及びKDDIエボルバと交渉を行うことを含みます。）、()本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は対象者が負担します。）、又は、対象者の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し又は承認（事後承認を含みます。）すること、()必要に応じ、対象者の役職員から本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領すること、並びに()その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項について権限を付与することを決議しているとのことです。

上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役8名のうち、網野孝氏、石垣聖二氏及び古賀博之氏については過去に三井物産に在職経験があることから、並びに小日山功氏は三井物産の執行役員を兼任していることから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記4名を除く対象者取締役4名（すなわち、小志田典彦氏、岸上順一氏、由佐美加子氏及び木村尚敬氏）にて審議の上、その全員一致により上記の決議を行ったとのことです。また、上記の対象者取締役会においては、丸岡利彰氏及び鎌田伸一郎氏を除く監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の常勤監査役である丸岡利彰氏は過去に三井物産に在職経験があることから、対象者の社外監査役である鎌田伸一郎氏は対象者の株主であるセントラル警備保障の役職を兼任していることから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記の対象者取締役会に出席しておらず、意見を述べることを差し控えているとのことです。

また、決議に参加しなかった網野孝氏、石垣聖二氏、古賀博之氏及び小日山功氏の4名が上記議案につき会社法に定める特別の利害関係を有していない可能性があり、その場合、当該議案について取締役会の定足数を満たしていないことになる可能性があるため、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため、三井物産に過去に在職経験のある取締役3名のうち、三井物産において籍を有しなくなったからの期間が3年を経過した取締役の古賀博之氏を加えた取締役5名にて改めて当該議案について採決を行い全員一致により決議したとのことです。また、上記の対象者取締役会においては、丸岡利彰氏及び鎌田伸一郎氏を除く監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の常勤監査役である丸岡利彰氏は過去に三井物産に在職経験があることから、対象者の社外監査役である鎌田伸一郎氏は対象者の株主であるセントラル警備保障の役職を兼任していることから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記取締役会に出席しておらず、意見を述べることを差し控えているとのことです。

() 検討の経緯

本特別委員会は、2022年9月2日から2023年1月13日までの間に合計16回、計約19.5時間にわたって開催され、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。

本特別委員会は、対象者の財務アドバイザー及び第三者算定機関であるSMBC日興証券について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認しており、対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所について、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバ並びに対象者の関連当事者には該当しないこと及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことを確認の上、その選任を承認しているとのことです。

さらに、本特別委員会は、下記「対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり対象者が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に關与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認しているとのことです。

その上で、本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っているとのことです。また、本特別委員会は、SMBC日興証券から受けた助言も踏まえつつ、対象者が作成した本事業計画について、対象者からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認し、承認しているとのことです。

本特別委員会は、対象者から、本取引及び本経営統合の目的や意義、対象者の事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施し、三井物産に対して質問事項を提示し、三井物産から、本取引及び本経営統合の目的及び背景、本取引及び本経営統合後の経営方針等についてインタビュー形式により質疑応答を実施しているとのことです。

さらに、下記「対象者における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、SMBC日興証券は、本事業計画を前提として対象者株式の価値算定を実施しているとのことですが、本特別委員会は、SMBC日興証券が実施した対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。

加えて、本特別委員会は、対象者の三井物産との交渉について、随時、対象者及びSMBC日興証券から報告を受け、審議・検討を行い、対象者の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べたとのことです。具体的には、本特別委員会は、三井物産からの本公開買付け価格に関する提案を受領次第、それぞれの提案について報告を受け、SMBC日興証券から対応方針及び三井物産との交渉方針等についての分析・意見を聴取した上で、SMBC日興証券から受けた財務的見地からの助言を踏まえて検討を行ったとのことです。その上で、本特別委員会は対象者に対し、対象者としての本取引の意義・目的を達するために三井物産との間で協議すべき事項について意見を述べる等、対象者と三井物産との間の本公開買付け価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において関与したとのことです。その結果、対象者は、2023年1月11日、三井物産から、本公開買付け価格を1株当たり1,465円とすることを含む提案を受け、結果として、合計5回の提案を受け、最初の価格提案から12.69%の価格の引き上げを受けるに至ったとのことです。

さらに、本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所から、複数回、対象者が公表又は提出予定の本公開買付けに係る対象者2023年1月13日付プレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認しているとのことです。

() 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、SMBC日興証券から受けた助言及び2023年1月12日付で提出を受けた対象者株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に検討・協議を重ねた結果、2023年1月13日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の2023年1月13日付答申書を提出しているとのことです。

(a) 答申内容

対象者取締役会は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を表明することが妥当であると考える。

対象者取締役会における本取引についての決定（本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定及び本スクイズアウト手続についての決定）は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

(b) 答申理由

以下の点より、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的には正当性があるものと考えらる。

- ・三井物産及びKDDIからは、本経営統合を目的とした本取引により、対象者グループとKDDIグループの機能を相互に補充することで、統合会社において、デジタルBP0による顧客の事業プロセスのサポートサービスの提供を推進し、BP0業界におけるプレゼンスの更なる向上を目指すことが可能にな

- と考えられる、また、本取引により、統合会社において、対象者及びKDDIエボルバの業務運用情報の集約、営業機能の統合等を実施することにより、各種コストの削減及び業務スタッフの適切配置等が可能となると考えられる、対象者及びKDDIエボルバが相互の既存顧客にサービスを提供することで、統合会社グループ体としての事業展開の推進が可能となる、統合会社においてクラウド環境に分散するデータを一元的に管理、活用するための基盤を構築することにより、コンタクトセンター事業運営の効率化に伴う費用削減・クラウド統合基盤の外販による売上増加を図ることができると考えられる、本取引により想定され得るディスシナジーとして、()KDDIグループ以外の対象者の現在の通信キャリア系列の顧客に対する売上の一部が剥落する可能性、()マルチベンダーの顧客(対象者及びKDDIエボルバの双方が当該顧客に対しサービスを提供している場合)に対する売上が、契約条件の変更によって減少する可能性、()人事制度の統合により販売費及び一般管理費が増加する可能性並びに()本経営統合に伴う人材の離反の可能性が考えられるが、()のディスシナジーは、KDDIグループ以外の通信キャリア系列の顧客に対する売上の全てが剥落するとは限られず、本経営統合のシナジーは()～()のディスシナジーを上回ると考えられる等の説明を受けている。
- ・これに対し、対象者からは、本経営統合を目的とした本取引により、対象者が三井物産グループ及びKDDIグループの顧客基盤・営業網等をより一層有効に活用することを可能にし、コンタクトセンター及び人財というリソースを共同して有効に活用することにより、事業基盤の強化・売上拡大をより迅速に行うことができると考えられる、経営陣の意思決定の柔軟性向上及び業務の効率化・生産性向上を通じた更なる収益性の改善を図ることができると考えられる、対象者が三井物産グループ及びKDDIグループ企業各社のノウハウやリソースを活用することで付加価値の高いサービスの開発・提供を図ることができると考えられる、本取引により対象者株式を非公開化することで、上場維持するためのコスト及び業務を軽減できると考えられる、本取引により想定されるディスシナジーとして、KDDIグループ以外の対象者の現在の通信キャリア及びその系列の顧客に対する売上の一部が剥落する可能性があるものの、対象者は既存取引先との取引関係の維持及び拡大に向けて営業活動を継続する等の対応を行う予定であり、これらの対応によって、必ずしもKDDIグループ以外の通信キャリア及びその系列の顧客との全ての取引が終了するわけではないと考えられる等の説明を受けている。
 - ・また、対象者グループの主な事業の内容が労働集約的であることから、本経営統合に起因して優秀な人材の離脱・従業員の大量離脱が生じることになると、対象者グループの企業価値が大きく損なわれる可能性があるが、本経営統合後の統合会社の運営・人事・処遇等について、三井物産及びKDDIからは、()統合会社の企業理念は、対象者及びKDDIエボルバにて共同で独自に作っていくことを想定しており、両者の企業文化の理解を加速化させる過程で、両者の優れたポイントを統合会社に生かしておくことを想定している旨、()本経営統合後の対象者グループの従業員の雇用は維持する予定であり、雇用縮小は想定しておらず、人材登用についても出身母体にかかわらず優秀な人材が要職ポジションに登用されるべきであると考えている旨、()本取引の目的である本経営統合は、三井物産及びKDDIの統合会社の議決権比率にかかわらず対象者とKDDIエボルバの対等の精神に基づく統合である旨、()統合会社の経営方針は三井物産及びKDDIとともに議論をしつつ、統合会社が主体的に決定していくことを想定している旨、()人事に関する各種制度の統合は最適なスケジュールを模索する予定である旨等の説明を受けており、対象者からは、対象者が対象者及びKDDIエボルバの代表者及び部長級の役職員による各会談を通じた両社の企業文化の内容及び親和性の確認及び検討を行ったところ、両社の企業文化は異質であるとはまではいえず、本経営統合の支障になるとは言い難いと考えている旨、また、対象者としても、企業価値の維持・向上(優秀な人材の離脱・従業員の大量離脱防止を含む。)の観点から、本経営統合にあたり、対象者従業員の不安を払拭するための取組みを推進していく予定である旨等の説明を受けている。
 - ・以上を踏まえて、特別委員会において慎重に審議・検討をしたところ、本取引におけるシナジー・ディスシナジー等に関する三井物産及びKDDI並びに対象者の説明は不合理ではなく、デジタルBP0の推進に伴う競争力強化を中心としたシナジーはKDDI以外の通信キャリア顧客の離反を含むディスシナジーを上回ると考えられ、また、本経営統合に起因する優秀な人材の離脱・従業員の大量離脱等によって対象者グループの企業価値が大きく損なわれることはないと考えられることからすると、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引には正当性があると考える。
- 以下の点より、本取引においては、対象者の一般株主の利益を図る観点から、適正な手続が実施されているものと考える。
- ・対象者においては、公開買付者ら、KDDI及びKDDIエボルバ並びに対象者から独立した特別委員会が設置され、有効に機能したものと認められる。
 - ・対象者は、本特別委員会が、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバ並びに対象者の関連当事者に該当せず、かつ、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことを確認した上で、対象者の法務アドバイザーとすることを承認した森・濱田松本法律事務所から専門的助言を受けている。

- ・対象者は、本特別委員会が、その独立性及び専門性に問題がないことを確認し対象者の財務アドバイザー及び第三者算定機関とすることを承認したSMBC日興証券から、財務的見地からの助言・意見等を得るとともに、対象者株式価値算定書を取得している。
- ・対象者は、過去に三井物産、KDDI及びKDDIエボルバ各社の役職員であったことのない対象者の取締役1名（小志田典彦氏）及び対象者の従業員2名の総勢3名からなる検討体制を構築し、本公開買付けにおける本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉、及び対象者株式の価値評価の基礎となる本事業計画の作成は当該体制にて実施しており、原則として、現に三井物産グループの役職員を兼任する対象者の役職員のみならず、過去に三井物産グループの役職員であった対象者の役職員（対象者の取締役である網野孝氏、石垣聖二氏、古賀博之氏及び小日山功氏も含む。）を関与させていない。
- ・対象者の取締役のうち、網野孝氏、石垣聖二氏及び古賀博之氏は過去に三井物産に在職経験があり、小日山功氏は三井物産の執行役員を兼任しているため、また、対象者の監査役のうち、丸岡利彰氏は過去に三井物産に在職経験があり、鎌田伸一郎氏は対象者の株主であるセントラル警備保障の役職を兼任しているため、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、これらの取締役及び監査役は、本特別委員会を設置する取締役会の開催日以降2023年1月13日現在に至るまでの間、本取引に係る対象者取締役会の審議及び決議（例外として、古賀博之氏は、定足数を確保する観点から、網野孝氏、石垣聖二氏及び古賀博之氏を除いた取締役により取締役会を開催し審議及び決議をした直後に、再度開催する取締役会の決議のみに参加している。）並びに対象者の立場において本取引に係る協議及び交渉に参加していない。
- ・対象者は、公開買付者ら、KDDI及びKDDIエボルバとの間で、対象者が公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者と接触等を行うことを制限するような内容の合意等を行っておらず、また、本公開買付期間は20営業日（注）であるものの、公開買付者らは、2023年1月13日に本公開買付けを開始する予定であることを公表し、競争法に基づく必要な手続の完了を含む一定の前提条件が充足された後、2023年3月頃に本公開買付けの開始を目指しているとのことであり、本公開買付けの開始までに約2ヶ月間を要することから、本公開買付けの公表後買付期間の終了までに、対抗提案が可能な期間が2ヶ月以上確保されているため、他の買収者による買収提案の機会が確保されている。
（注） 2023年1月13日の時点では、公開買付者らより、本公開買付期間を20営業日とする旨の連絡を受けておりましたが、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(1) 買付け等の期間」の「届出当初の期間」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付期間を22営業日と定めております。
- ・本公開買付けにおいては、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）条件が設定される予定はないが、本取引では他に十分な公正性担保措置が講じられていることから、本公開買付けにおいて、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）条件の設定がなされていないことは、本公開買付けにおける手続の公正性を損なうものではないと考えられる。
- ・本公開買付けにおいては、一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められる。
- ・本取引においては、本スクイズアウト手続は本公開買付けの終了後、時間的に近接して行われる予定であること、及び当該手続において株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有している対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定であること、並びに本スクイズアウト手続は会社法その他関係法令を遵守した上で履践されることがプレスリリース等で明示される予定であることから、本取引については強圧性の問題が生じないように配慮の上、本スクイズアウト手続の適法性も確保されているといえる。
以下の点より、本取引に係る公開買付価格等の条件の妥当性は確保されているものと考えられる。
- ・対象者株式価値算定書におけるDCF法による算定の前提とされている対象者の本事業計画の策定手続及び内容は合理性が認められる。
- ・対象者株式価値算定書における算定の方法及び内容に特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断されるところ、本公開買付価格は、SMBC日興証券による市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果の上限を上回り、DCF法による算定結果の範囲内にある価格であると認められる。
- ・本公開買付価格は、公表日前日の終値、直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値及び直近6ヶ月間の終値単純平均値のいずれに対しても類似事例（2016年以降に公表された持分法適用会社の完全子会社化を企図した事例）の平均値と同等のプレミアム水準が確保されているものと認められる。
- ・本特別委員会は、対象者と三井物産との間の本公開買付価格等の本取引の条件に関する協議・交渉過程において実質的に関与しており、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われる

ことを目指して合理的な努力が行われる状況が確保された上で、真摯な交渉が実施されたものと認められる。

- ・本取引の買収の方法について、一段階目として本公開買付けを行い、二段階目として株式売渡請求又は株式併合によるスクイーズアウトを行う方法は、本取引のような完全子会社化の取引においては一般的に採用されている方法の一つである。また、買収対価の種類については、三井物産と対象者の事業は異なること及び三井物産の株価が下落するリスクを負うことを回避できることからすると、買収対価として金銭を交付する方法によることにも妥当性があると考えられる。
- ・以上に述べたこと等からすれば、本取引に係る本公開買付価格等の条件の妥当性が確保されているものと考えられる。

上記のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものと考えられ、本取引の目的には正当性があると考えられること、上記のとおり、本取引においては一般株主の利益を図る観点から適正な手続が実施されていると考えられること、上記のとおり、本取引に係る公開買付価格等の条件については妥当性が確保されていると考えられることから、対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を決定することは、対象者の少数株主にとって不利益ではなく、妥当であると考えられる。また、対象者取締役会における本取引についての決定（本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定及び本スクイーズアウト手続についての決定）は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

そして、公開買付者らは、2023年3月31日、対象者に対して、国内外（日本、中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナム）の競争法その他類似の法律に基づく手続及び対応のうち、一部の国における競争法その他類似の法律に基づく手続及び対応が完了しておらず、本公開買付けを開始する時期は2023年5月頃になるものと見込んでいる旨の連絡を行いました。

その後、公開買付者らは、2023年5月25日に、ベトナム当局から発出された本合併を承認する文書を受領したことをもって、本取引及び本経営統合の実行に必要な国内外（日本、中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナム）の競争法その他類似の法律上のクリアランスの取得が全て完了したことから、同日、本前提条件がいずれも放棄されることなく全て充足されることが確実であると判断したため、対象者に対し、その他の本前提条件が充足されていること又は三井物産及びKDDIにより放棄されていることを前提として、本公開買付けの開始日を2023年5月30日とする予定である旨の連絡を行いました。

対象者は、2023年5月8日、本特別委員会に対して、本公開買付けが開始されるにあたり、本特別委員会が2023年1月13日付で対象者取締役会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。

本特別委員会は、2023年5月12日開催の第17回特別委員会、同月17日開催の第18回特別委員会及び同月29日開催の第19回特別委員会において、対象者から、2023年1月13日以降、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、当該諮問事項について検討を行った結果、2023年1月13日以降、2023年5月29日までの事情を勘案しても2023年1月13日付で対象者取締役会に対して表明した意見を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2023年5月29日に、委員全員の一致の決議により、対象者取締役会に対して、本特別委員会が2023年1月13日付で対象者取締役会に対して行った答申内容を変更する必要はないものとする旨の2023年5月29日付答申書を提出したとのことです。

対象者における外部の法律事務所からの助言の取得

対象者は、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、外部の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、森・濱田松本法律事務所から本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。

なお、森・濱田松本法律事務所は、公開買付者ら、KDDI及びKDDIエボルバ並びに対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。森・濱田松本法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

対象者における独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者は、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバ並びに対象者から独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券を選任し、SMBC日興証券から対象者株式の価値算定、三井物産との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助を受けるとともに、2023年1月12日付で対象者株式価値算定書を取得しているとのことです。

なお、SMBC日興証券は、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバ並びに対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本取引に係るSMBC日興証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないとの判断から、上記の報酬体系によりSMBC日興証券を対象者の財務アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。

（ ）算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者ら、KDDI及びKDDIエボルバとの関係

対象者は、本公開買付価格に関する意見表明を行うにあたり、三井物産から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、公開買付者ら、KDDI及びKDDIエボルバ並びに対象者から独立した第三者算定機関として、財務アドバイザーであるSMBC日興証券に対し、対象者株式価値の算定を依頼し、2023年1月12日付で、対象者株式価値算定書を取得したとのことです。SMBC日興証券は、対象者並びに公開買付者ら、KDDI及びKDDIエボルバの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本特別委員会は、初回の会合において、SMBC日興証券の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、対象者の財務アドバイザー及び第三者算定機関として承認しているとのことです。なお、対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が講じられており、本取引に係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、SMBC

日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

また、本取引に係るSMBC日興証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないとの判断から、上記の報酬体系によりSMBC日興証券を対象者の財務アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。

（注） SMBC日興証券は、対象者株式価値算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき対象者において一切認識されていないことを前提としているとのことです。また、対象者及びその関係会社の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があるとのことです。さらに、対象者及びその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに対象者株式価値算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としているとのことです。SMBC日興証券が、対象者株式価値算定書で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、対象者により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者株式価値算定書において、SMBC日興証券が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定をおいて分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としているとのことです。SMBC日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではないとのことです。なお、SMBC日興証券の算定結果は、SMBC日興証券が対象者の依頼により、対象者取締役会が本公開買付価格を検討するための参考に資することを唯一の目的として対象者に提出したものであり、当該算定結果は、SMBC日興証券が本公開買付価格の公正性について意見を表明するものではないとのことです。

（ ）算定の概要

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバ並びに対象者から独立した第三者算定機関として財務アドバイザーであるSMBC日興証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2023年1月12日付で、対象者株式価値算定書を取得したとのことです。

SMBC日興証券は、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して、対象者株式の価値算定を行っているとのことです。

SMBC日興証券が上記各手法に基づき算定した対象者株式の1株当たりの価値は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 1,002円から1,017円
類似上場会社比較法	: 1,031円から1,191円
DCF法	: 1,376円から2,843円

市場株価法においては、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である2023年1月12日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の直近1ヶ月間の終値単純平均値1,002円、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,005円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,017円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,002円から1,017円までと算定しているとのことです。類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を計算し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,031円から1,191円までと算定しているとのことです。DCF法では、対象者が作成した本事業計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2023年3月期第3四半期以降生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を計算し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を1,376円から2,843円までと算定しているとのことです。SMBC日興証券がDCF法による算定に用いた対象者作成の本事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、2023年1月13日時点において具体的に見積もることが困難であったため、財務予測には加味していないとのことです。なお、対象者は、「中期経営計画2023」において、同計画の最終年度となる2024年3月期の業績目標を

連結売上高1,350億円、営業利益120億円として公表しているとのことです。一方、対象者株式価値算定書の作成日時点における同計画の進捗は、経営基盤強化や業務運営品質の向上は着実に進んでいるものの、国内基礎業務の拡大や採算性の改善に遅れが生じており、また海外子会社においては堅調な需要に支えられ事業拡大しているものの現地の人件費の高騰等により採算性に課題が生じているとのことです。これらの状況を踏まえ、対象者は2024年3月期の連結売上高を約1,324億円、営業利益を約92億円と算定しているとのことです。

なお、DCF法で株式価値の算定の前提とした対象者の財務予測（連結）の数値は以下のとおりとのことです。

（単位：百万円）

	2023年3月期 (2022年10月～ 2023年3月)	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
売上高	66,942	132,356	139,094	147,865
営業利益	4,908	9,234	10,531	12,227
EBITDA	6,613	12,546	13,942	15,798
フリー・キャッシュ・フロー	3,456	6,995	7,318	8,843

対象者における独立した検討体制の構築

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」に記載のとおり、対象者は、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、三井物産、KDDI及びKDDIエボルバから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者は、2022年7月中旬、三井物産及びKDDIから本提案を受けた時点以降、本取引の検討、交渉及び判断を行う役職員として、対象者の取締役である小志田典彦氏並びに過去に三井物産、KDDI及びKDDIエボルバ各社の役職員であったことのない従業員2名の総勢3名からなる検討体制を構築し、本公開買付けにおける本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉、及び対象者株式の価値評価の基礎となる本事業計画の作成を当該体制にて実施しているとのことです（但し、上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり対象者の取締役である古賀博之氏は、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため2022年8月27日以後に開催した本取引に係る二段階目の対象者取締役会にのみ参加しているとのことです。）。なお、三井物産による対象者の株式価値の評価の基礎となる本事業計画は、構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題を排除すべく、2022年7月下旬以降に三井物産より本取引を検討している旨の意向を受けた時点以降に、上記の検討体制の下で作成しており、本取引の存在を前提に不当にその財務数値が歪められたような事実はないとのことです。本事業計画は、2023年1月13日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役8名のうち、対象者の代表取締役である網野孝氏、対象者の取締役である石垣聖二氏、古賀博之氏及び小日山功氏を除く計4名の取締役において審議の上、全員一致により本事業計画を承認する旨の決議を行っており、また、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため、三井物産に過去に在職経験のある取締役3名のうち、三井物産において籍を有しなくなってからの期間が3年を経過した取締役の古賀博之氏を加えた取締役5名にて改めて審議の上、全員一致により本事業計画を承認する旨の決議をしているとのことです。なお、本取引に関する対象者の意思決定（本事業計画の承認を含みます。）につきまして、対象者の取締役のうち、対象者の代表取締役の網野孝氏、対象者の取締役石垣聖二氏、古賀博之氏及び小日山功氏並びに対象者の常勤監査役である丸岡利彰氏及び社外監査役である鎌田伸一郎氏は、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、当該意思決定に関与していないとのことです。但し、対象者の取締役である古賀博之氏は、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため2022年8月27日、同年9月21日、2023年1月13日、同年5月8日及び同月29日にそれぞれ開催した二段階目の対象者取締役会にのみ参加しているとのことです。以上の取扱いを含めて、対象者の社内に構築した本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。）は森・濱田松本法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の確認を得ているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者取締役会は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」に

記載のとおり、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、SMBC日興証券から受けた助言及び対象者株式価値算定書の内容を踏まえつつ、2023年1月13日付答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議したとのことです。

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引により三井物産グループ及びKDDIグループと少数株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避できるとともに三井物産グループ及びKDDIグループとの連携及び経営資源の効率的活用を迅速かつ円滑に行うことが期待でき、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当なものであり、また、本公開買付価格が2023年1月12日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値974円に対して50.41%のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,002円に対して46.21%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,005円に対して45.77%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,017円に対して44.05%のプレミアムを加えた価格であり、2016年1月1日以降に公表された、国内に上場している持分法適用会社の完全子会社化を企図した他社株公開買付けの事例17件（但し、MBO事例やリーク報道により対象会社の株価が高騰している事例等を除きます。）のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値・平均値（31.6%、35.7%）、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（43.1%、44.3%）、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（52.2%、49.6%）及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（49.2%、51.7%））と比較して遜色ない水準であることから、本公開買付けは対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2023年1月13日開催の対象者取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

そして、公開買付者らは、2023年3月31日、対象者に対して、国内外（日本、中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナム）の競争法その他類似の法律に基づく手続及び対応のうち、一部の国における競争法その他類似の法律に基づく手続及び対応が完了しておらず、本公開買付けを開始する時期は2023年5月頃になるものと見込んでいる旨の連絡を行いました。

その後、公開買付者らは、2023年5月25日に、ベトナム当局から発出された本合併を承認する文書を受領したことをもって、本取引及び本経営統合の実行に必要な国内外（日本、中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナム）の競争法その他類似の法律上のクリアランスの取得が全て完了したことから、同日、本前提条件がいずれも放棄されることなく全て充足されることが確実であると判断したため、対象者に対し、その他の本前提条件が充足されていること又は三井物産及びKDDIにより放棄されていることを前提として、本公開買付けの開始日を2023年5月30日とする予定である旨の連絡を行いました。

これを受け、対象者は、2023年5月29日付答申書に示された本特別委員会の判断内容及び2023年1月13日開催の取締役会以降の対象者の業績や市場環境の変化等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討したとのことです。その結果、対象者は、2023年5月29日時点においても、本取引を行うことが、対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的や当該目的を達成する意義や必要性が高まりこそすれ、薄れることはなく、2023年1月13日時点における対象者の本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと考えたことから、2023年5月29日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役8名のうち、網野孝氏、石垣聖二氏及び古賀博之氏については過去に三井物産に在職経験があることから、並びに小日山功氏は三井物産の執行役員を兼任していることから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記4名を除く対象者取締役4名（すなわち、小志田典彦氏、岸上順一氏、由佐美加子氏及び木村尚敬氏）にて審議の上、その全員一致により上記の決議を行ったとのことです。また、上記の対象者取締役会においては、丸岡利彰氏及び鎌田伸一郎氏を除く監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の常勤監査役である丸岡利彰氏は過去に三井物産に在職経験があることから、対象者の社外監査役である鎌田伸一郎氏は対象者の株主であるセントラル警備保障の役職を兼任していることから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記の対象者取締役会に出席しておらず、意見を述べることを差し控えているとのことです。

また、決議に参加しなかった網野孝氏、石垣聖二氏、古賀博之氏及び小日山功氏の4名が上記議案につき会社法に定める特別の利害関係を有していない可能性があり、その場合、当該議案について取締役会の定足数を満たしていないことになる可能性があるため、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため、三井物産に過去に在職経験のある取締役3名のうち、三井物産において籍を有しなくなったからの期間が3年を経過した取締役の古賀博之氏を加えた取締役5名にて改めて当該議案について採決を行い全員一致により決議したとのこと

です。また、上記の対象者取締役会においては、丸岡利彰氏及び鎌田伸一郎氏を除く監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の常勤監査役である丸岡利彰氏は過去に三井物産に在職経験があることから、対象者の社外監査役である鎌田伸一郎氏は対象者の株主であるセントラル警備保障の役職を兼任していることから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記の対象者取締役会に出席しておらず、意見を述べることを差し控えているとのことです。

なお、対象者の取締役のうち、網野孝氏、石垣聖二氏及び古賀博之氏は過去に三井物産に在職経験があることから、並びに小日山功氏は三井物産の執行役員を兼任していることから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、古賀博之氏が2022年8月27日、同年9月21日、2023年1月13日、同年5月8日及び同月29日にそれぞれ開催の対象者取締役会のそれぞれの二段階目の審議及び決議のみに参加したことを除き、2022年8月27日、同年9月21日、2023年1月13日、同年5月8日及び同月29日にそれぞれ開催の対象者取締役会を含む本取引に係る対象者取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、対象者の立場において本取引に係る公開買付者らとの協議及び交渉に参加していないとのことです。

また、対象者の常勤監査役である丸岡利彰氏は、過去に三井物産に在職経験があることから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、対象者の立場において本取引に係る公開買付者らとの協議及び交渉に参加していないとのことです。

さらに、対象者の社外監査役である鎌田伸一郎氏は、対象者の株主であるセントラル警備保障の役職を兼任していることから、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、対象者の立場において本取引に係る公開買付者らとの協議及び交渉に参加していないとのことです。

取引保護条項の不存在

公開買付者らと対象者は、三井物産とKDDIの間の本取引基本契約及び本株主間契約による合意を含め、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者らは、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、() 本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者らが本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、対象者株式の全て（公開買付者らが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）の株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して、株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、() 本株式売渡請求又は本株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（対象者及び公開買付者らを除きます。）の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかにしていることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者らは、上記「(1) 本公開買付けの概要」のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（但し、三井物産が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立により、公開買付者らが、合計で対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合には、三井物産は、上記のとおり、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第179条第1項の規定に基づき、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者ら及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定です。本株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、三井物産は、その旨を、対象者に通知し、対象者に対し本株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、三井物産は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主が所有する対象者株式の全てを取得する予定です。三井物産は、売渡株主の所有していた対象者株式の対価として、各売渡株主に対し、対象者株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、三井物産より会社法第179条の2第1項各号に定める事項を記載した本株式売渡請求の通知を受けた場合には、対象者取締役会において、三井物産による本株式売渡請求を承認する予定とのことです。

上記手続に関連する一般株主の権利保護を目的とした規定としては、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

他方で、本公開買付けが成立したものの、公開買付者らが、合計で対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者らは、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を2023年8月下旬を目途に開催することを本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。なお、公開買付者らは、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して本公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者は、公開買付者らによるこれらの要請に応じる予定とのことです。公開買付者らは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会における本株式併合の議案が承認された場合、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合を実施することにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を公開買付者らに売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。公開買付者らは、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（公開買付者ら及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。なお、本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であっても、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様は、対象者に対してその所有する対象者株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。当該申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者らのみが対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本株式併合後において公開買付者らが所有する対象者株式の数に基づいて決定されるよう対象者に要請する予定です。

上記各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者ら及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。もっとも、株式売渡請求に関する売買価格の決定の申立て又は株式併合についての株式買取請求に関する価格の決定の申立てがなされた場合において、対象者株式の売買価格又は株式買取請求に関する価格は、最終的に裁判所が判断することとなります。以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者らは、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、公開買付者らは、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」のとおり、対象者の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本取引基本契約

三井物産は、上記「(1) 本公開買付けの概要」のとおり、2023年1月13日付で、KDDIとの間で、本取引の実施に関して、以下の内容を含む本取引基本契約を締結しております。

- () 三井物産が公開買付者をして本公開買付けを実施させること
- () 本公開買付けの開始は、以下の本前提条件の全てが充足されていること又は三井物産及びKDDIにより放棄されていることを条件とすること
 - (a) 本取引を含む本経営統合を実現するための取引のいずれかの実施が、重要な点において、法令等の違反を構成せず、また、違反を構成することが合理的に見込まれていないこと（関係当局等において、本取引を含む本経営統合を実現するための取引のいずれかを制限又は禁止する旨を求める申立て、訴訟その他の手続が係属しておらず、本取引を含む本経営統合を実現するための取引のいずれかを制限又は禁止する旨の関係当局等の判断等が存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないことを含みます。）
 - (b) 本取引を含む本経営統合を実現するための取引の実施が、重要な点において、許認可等又はそれらに付加された条件に抵触せず、また、許認可等に係る必要手続に違反するものではなく、それらが合理的に見込まれていないこと（本取引を含む本経営統合を実現するための取引を行うことについて必要とされる独占禁止法並びに中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナムにおける競争法その他類似の法律上必要となる競争当局からの承認が取得され、（待機期間又は審査期間がある場合には）待機期間及び審査期間が経過（排除措置命令を行わない旨の通知を受領することを含みます。）していること、また、公正取引委員会その他の競争法に関する関係当局等により本取引を含む本経営統合を実現するための取引の実行を妨げる措置又は手続がとられないことが合理的に見込まれることを含みます。）
 - (c) 対象者において、審議及び決議に参加した取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議が行われ、当該決議が公表されており、かつ、かかる意見表明の内容と矛盾する又はこれを撤回する内容のいかなる決議も行われていないこと
 - (d) 対象者が設置した本特別委員会において、対象者が本公開買付けに対して賛同すること及び本取引を行うことについて、肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が撤回されていないこと
 - (e) 本株主間契約が有効に締結され存続していること
 - (f) 本取引を含む本経営統合を実現するための取引に重大な悪影響を与える事態その他本取引を含む本経営統合を実現するための取引の目的の達成が困難となる事態のいずれもが発生又は判明しておらず、また、発生又は判明することが合理的に見込まれていないこと
 - (g) 相手方当事者の表明及び保証（注1）がいずれも重要な点において真実かつ正確であり（但し、当該表明及び保証において「重要な」、「重大な」、「重要な点において」その他の重要性の限定が付されている事項については、「重要な点において」の限定は付されないものとします。）、かつ、本取引基本契約の義務（注2）につき重大な違反のないこと

- (h) 本公開買付けの開始日において、対象者の業務等に関する法第166条に基づくインサイダー取引規制の基礎となる未公表の重要事実又は対象者の株券等に関し法第167条に基づくインサイダー取引規制の基礎となる未公表の公開買付け等事実が存在しないこと
- () 本公開買付けの成立及び決済の完了を条件として、当該決済の完了後、実務上可能な限り速やかに、本スクイズアウト手続を実行し、本スクイズアウト手続の実行が完了した場合には、最終的に対象者に対するKDDIの議決権所有比率を51.0%、三井物産の議決権所有比率を49.0%とするための手続として本合併及び本合併 をそれぞれ実施すること
- (注1) 本取引基本契約において、三井物産は、(a)三井物産に関する事項として、 設立及び存続、 本取引基本契約の締結及び履行に関する権限、 本取引基本契約の強制執行可能性、 許認可等の取得、 法令との接触の不存在並びに 法的倒産手続の不存在を、(b)公開買付者に関する事項として、 設立及び存続、 本取引基本契約の締結及び履行、 許認可等の取得、 債務等の不存在、 法令との接触の不存在、 法的倒産手続の不存在並びに 反社会的勢力との取引・関与の不存在、並びに (c)対象者に関する事項として、 設立及び存続並びに適法な組織再編の実施、 発行済株式及び公開買付者の保有する対象者株式、 対象者の子会社及び関連会社、 対象者株式が本取引基本契約の締結時点において東京証券取引所プライム市場に上場していること、 財務諸表の作成及び正確性並びに後発事象の不存在等、 重要な契約に係る義務に関する重大な違反の不存在等、 資産の所有等、 行政当局の指摘等の不存在等、 人事労務に係る事項の法令遵守等、 訴訟等の不存在等、 公租公課の適時・適切な支払い等、 対象者グループの財政状態等に重大な悪影響を及ぼす事由の不存在等、 正確かつ過不足のない情報開示等、 法的倒産手続の不存在並びに 反社会的勢力との取引・関与の不存在について表明及び保証を行っております。本取引基本契約において、KDDIは、(a) KDDIに関する事項として、 設立及び存続、 本取引基本契約の締結及び履行に関する権限、 本取引基本契約の強制執行可能性、 許認可等の取得、 法令との接触の不存在並びに 法的倒産手続の不存在、並びに(b)KDDIエボルバに関する事項として、 設立及び存続並びに適法な組織再編の実施、 発行済株式、 KDDIエボルバの子会社及び関連会社の不存在、 財務諸表の作成及び正確性並びに後発事象の不存在等、 重要な契約に係る義務に関する重大な違反の不存在等、 資産の所有等、 行政当局の指摘等の不存在等、 人事労務に係る事項の法令遵守等、 訴訟等の不存在等、 公租公課の適時・適切な支払い等、 KDDIエボルバの財政状態等に重大な悪影響を及ぼす事由の不存在等、 正確かつ過不足のない情報開示等、 法的倒産手続の不存在並びに 反社会的勢力との取引・関与の不存在について表明及び保証を行っております。
- (注2) 本取引基本契約において、三井物産は、(a)本経営統合と抵触し、その実行を妨げるような行為を、直接又は間接に行わず、対象者の株主の皆様による本公開買付けの応募を促進するために必要な協力を相互に行う義務、(b)本経営統合の実現に必要とされる独占禁止法並びに中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナムにおける競争法その他類似の法律対応を実務上可能な限り速やかに完了させるために合理的な範囲で協力する義務、(c)対象者をして、善良な管理者の注意をもって、その業務を本取引基本契約の締結日以前と実質的に同一かつ通常の業務の範囲内で行わせる義務（本スクイズアウト手続完了までは、商業上合理的な範囲で努力する義務）並びに(d)本合併 の効力発生日の前日までに、対象者が、対象者が締結している重要な契約の相手方から、本取引基本契約の締結及び本経営統合の実行に係る同意を書面により取得する又は通知を行うよう、対象者の株主として商業上合理的な範囲で努力する義務等を負っております。本取引基本契約において、KDDIは、(a)本経営統合と抵触し、その実行を妨げるような行為を、直接又は間接に行わず、対象者の株主の皆様による本公開買付けの応募を促進するために必要な協力を相互に行う義務、(b)本経営統合の実現に必要とされる独占禁止法並びに中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナムにおける競争法その他類似の法律対応を実務上可能な限り速やかに完了させるために合理的な範囲で協力する義務、(c)KDDIエボルバをして、善良な管理者の注意をもって、その業務を本取引基本契約の締結日以前と実質的に同一かつ通常の業務の範囲内で行わせる義務並びに(d)KDDIエボルバをして、本合併 の効力発生日の前日までに、KDDIエボルバが締結している重要な契約の相手方から、本取引基本契約の締結及び本経営統合の実行に係る同意を書面により取得する又は通知を行うよう、最大限努力させる義務等を負っております。

本応募契約

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」のとおり、2023年1月13日付で、セントラル警備保障との間で、以下の内容を含む応募契約を締結し、セントラル警備保障の所有する対象者株式の全て(6,193,344株、所有割合:9.55%)について本公開買付けに応募(以下「本応募」といいます。)することに合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けに関して、本応募契約以外に、セントラル警備保障との間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に公開買付者からセントラル警備保障に対して供与される利益は存在しません。本応募契約において、セントラル警備保障が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する条件として、(a)本応募契約に基づき本公開買付けの開始までに公開買付者が履行し又は遵守すべき義務について重大な点において履行及び遵守をしていること、(b)公開買付者について本応募契約に定める表明及び保証(注)に重要な点において誤りがないことが規定されております。但し、セントラル警備保障は、その裁量により、これらの条件の全部又は一部を放棄して応募を行うことができます。その他、本応募契約において、以下の内容を合意しております。

- (注) 本応募契約において、公開買付者は、(a)設立及び存続、(b)本応募契約の締結及び履行に関する権限、(c)本応募契約の強制執行可能性、(d)法令との接触の不存在、(e)許認可等の取得、(f)法的倒産手続の不存在、(g)反社会的勢力との取引・関与の不存在並びに(h)資金調達について表明及び保証を行っております。
- () セントラル警備保障は、本応募契約の締結日以降、本公開買付けに係る決済の開始日以前の日を基準日とする対象者の株主総会が開催され、当該株主総会において議決権を有するときは、公開買付者の要請に従い、当該株主総会における株主としての一切の権利を公開買付者の指示に従い行使し、又はかかる権利に関する代理権を、公開買付者又は公開買付者の指定する第三者に授与する義務を負っております。
- () セントラル警備保障は、公開買付者の事前の書面による承諾がある場合を除き、本公開買付期間中といえども、本応募を撤回せず、本応募により成立する本公開買付けに係る契約を解除しないものとされておりますが、本応募契約締結後本公開買付期間末日から5営業日前までに、公開買付者以外の者から、本公開買付価格を一定程度上回る金額に相当する取得対価により対象者株式を取得(公開買付け、組織再編その他方法を問いません。)する旨の具体的かつ実現可能性があると合理的に判断される対抗提案がなされた場合又は当該対抗提案が公表された場合には、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができ、(a)公開買付者が当該申入れの日から起算して10営業日を経過する日又は本公開買付期間の末日の2営業日前のうちいずれか早い方の日までに本公開買付価格を対抗提案に係る取得対価を上回る額に変更しない場合、かつ、(b)セントラル警備保障が本応募を実施すること又は既に行った本応募を撤回しないことがセントラル警備保障の取締役の善管注意義務に違反する可能性が高いとセントラル警備保障が合理的に判断する場合には、本応募により成立する買付けに係る契約を解除することができます。

本株主間契約

三井物産は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付け後の経営方針」のとおり、2023年1月13日付で、KDDIとの間で、統合会社グループの共同運営等に関して、以下の内容を含む本株主間契約を締結しております。なお、本株主間契約は、一般条項等、一部の条項を除き、本合併 の効力が生じた日に、その効力が生じることとされております。

- () 統合会社の事業運営に関する各当事者の役割に関する事項
- () 統合会社の組織・運営等に関する事項(本合併 の効力発生後の(a)統合会社の取締役の指名権(員数を11名以内とし、KDDIが6名、三井物産が5名をそれぞれ指名)、(b)統合会社の代表取締役の指名権、(c)統合会社の監査役の指名権、(d)経営会議や株主間協議会等の会議体の運営及び(e)重要事項に関する株主の同意権)
- () 各当事者の権利及び義務に関する事項((a)統合会社に関して重大な事項が発生した場合の報告義務、(b)統合会社の配当方針に関する事項及び(c)各当事者による統合会社グループの役員又は従業員の引抜禁止等)
- () 統合会社の株式に関する事項(統合会社の株式に係る譲渡制限、一定期間経過後のKDDIの優先交渉権、契約上の義務の重大な違反があった場合におけるコールオプション又はプットオプション等)

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2023年5月30日（火曜日）から2023年6月28日（水曜日）まで（22営業日）
公告日	2023年5月30日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、本公開買付期間は30営業日、2023年7月10日（月曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先	三井物産株式会社 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 (070) 7777 - 4354 財務部 フィナンシャルソリューション第二室 室長補佐 市村 晋一
確認受付時間	平日9時から17時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき金1,465円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	三井物産は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者ら、KDDI及びKDDIエボルバ並びに対象者から独立した第三者算定機関として、三井物産のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼いたしました。 野村證券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり、採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの判断に基づき、対象者株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて、対象者株式の株式価値の算定を行いました。三井物産は、野村證券から、2023年1月13日付で本株式価値算定書を取得いたしました。なお、三井物産は、公開買付者らにおいて本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しており、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、三井物産のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券は、公開買付者ら、KDDI及びKDDIエボルバ並びに対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。 本株式価値算定書によると、採用した上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。 市場株価平均法：973円から1,017円 類似会社比較法：925円から1,318円 DCF法：1,233円から2,339円 市場株価平均法では、算定基準日を2023年1月12日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の算定基準日終値974円、同日までの直近5営業日（2023年1月5日から2023年1月12日）の終値単純平均値973円、同日までの直近1ヶ月間（2022年12月13日から2023年1月12日まで）の終値単純平均値1,002円、同日までの直近3ヶ月間（2022年10月13日から2023年1月12日まで）の終値単純平均値1,005円及び同日までの直近6ヶ月間（2022年7月13日から2023年1月12日まで）の終値単純平均値1,017円をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を973円から1,017円と分析しております。 類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性などを示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たり株式価値の範囲を925円から1,318円までと算定しております。 DCF法では、本事業計画及び一般に公開された情報等の諸要素を前提とし、公開買付者らにおいて調整を行った対象者の将来の収益予想に基づき、2023年3月期第3四半期以降に対象者が将来創出すると見込まれるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を1,233円から2,339円と分析しております。なお、DCF法の前提とした対象者の将来の財務予測について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

	なお、本公開買付価格である1,465円は、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2023年1月12日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値974円に対して50.41%のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,002円に対して46.21%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,005円に対して45.77%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,017円に対して44.05%のプレミアムを加えた価格です。 また、本公開買付価格である1,465円は、本書提出日の前営業日である2023年5月29日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,456円に対して0.62%のプレミアムを加えた価格です。
算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 三井物産は、本経営統合の実施及び取引ストラクチャーの詳細を含めた取引条件並びに本経営統合後の経営・事業運営の計画について、KDDIとの間で協議・交渉を重ね、2022年12月6日、三井物産は対象者に対し、第1回提案を提出いたしました。三井物産は、対象者の事業、財務及び将来計画に関する多面的かつ総合的な分析を行い、本公開買付価格を1,300円とすることで本公開買付価格の対象者株式の市場株価に対するプレミアムは、東京証券取引所プライム市場における(a)2022年12月2日時点での対象者株式の終値1,007円に対して29.10%、(b)2022年12月2日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,025円に対して26.83%、(c)2022年12月2日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値994円に対して30.78%、(d)2022年12月2日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,032円に対して25.97%のプレミアムとなることから、対象者の株主の皆様がに不利益が生じない価格として、第1回提案における本公開買付価格を1,300円といたしました。 第1回提案の提出後である2022年12月9日、三井物産は、対象者及び本特別委員会から、第1回提案における本公開買付価格は対象者として少数株主に対して賛同表明を決議できる水準には達しないと判断したとの理由で再検討の要請を受けました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、三井物産はKDDIとの間において、本取引の諸条件について真摯に協議・交渉を重ね、2022年12月19日、三井物産は、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,375円とする旨の第2回提案を行いました。 第2回提案の提出後である2022年12月23日、三井物産は、対象者及び本特別委員会から、第2回提案における本公開買付価格は引き続き対象者として少数株主に対して賛同表明を決議できる水準には達しないと理由で1株当たり1,640円への引き上げの要請を受けました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、三井物産はKDDIとの間において、本取引の諸条件について真摯に協議・交渉を重ね、2022年12月28日、三井物産は、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,440円とする旨の第3回提案を行いました。 第3回提案の提出後である2022年12月30日、三井物産は、対象者及び本特別委員会から、対象者の少数株主にとってできる限り有利な取引条件を確保する観点から、1株当たり1,530円への引き上げの要請を受けました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、三井物産はKDDIとの間において、本取引の諸条件について真摯に協議・交渉を重ね、2023年1月6日、三井物産は、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,460円とする旨の第4回提案を行いました。 第4回提案の提出後である2023年1月10日、三井物産は、対象者及び本特別委員会から、対象者の少数株主にとってできる限り有利な取引条件を確保する観点から、1株当たり1,480円への引き上げの要請を受けました。対象者及び本特別委員会からのかかる要請を受け、三井物産はKDDIとの間において、本取引の諸条件について真摯に協議・交渉を重ね、2023年1月11日、三井物産は、対象者及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を1株当たり1,465円とする旨の最終提案を行いました。 最終提案の提出後である2023年1月11日、三井物産は、対象者及び本特別委員会から、最終提案における提案価格について本特別委員会において慎重に検討を行った結果、対象者の少数株主をはじめとしたステークホルダーの皆様より幅広い理解と賛同をいただくことができる水準と考えているとして、本公開買付価格を1,465円とすることに同意する旨の回答を受領いたしました。

	以上の協議・交渉の結果、三井物産、KDDI及び対象者は、2023年1月11日、本公開買付価格を1株当たり1,465円とすることで合意に至り、三井物産とKDDIは2023年1月13日付で、本取引基本契約及び本株主間契約を締結し、本前提条件が充足されていること又は三井物産及びKDDIにより放棄されていることを条件に、本経営統合を目的として、公開買付者が対象者株式の全て（但し、三井物産が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象として本公開買付けを実施することを決定いたしました。 そして今般、公開買付者は、2023年5月29日に対象者における本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議以外の本前提条件がいずれも放棄されることなく全て充足されたことを確認し、かつ、当該本前提条件も充足することが確実であると判断したことから、公開買付者は、同日、本公開買付けを2023年5月30日より開始することを決定いたしました。本公開買付価格については、1,465円とする点には変更はありません。 (a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称 三井物産は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者ら、KDDI、対象者及びKDDIエボルバから独立した第三者算定機関である野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。また、三井物産は、公開買付者らにおいて本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しており、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。 なお、野村證券は、公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。 (b) 当該意見の概要 野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。 市場株価平均法：973円から1,017円 類似会社比較法：925円から1,318円 DCF法：1,233円から2,339円 (c) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯 上記「算定の基礎」のとおり、三井物産は、野村證券から2023年1月13日に取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、2022年9月下旬から2022年12月上旬までの期間において、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、2018年1月1日以降に公表された、国内に上場している持分法適用会社の完全子会社化を企図した他社株公開買付けの事例16件のプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの中央値・平均値（37.50%、42.42%）、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（45.65%、50.50%）、直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（51.12%、55.92%）及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値・平均値（49.13%、56.94%）、対象者株式の過去6ヶ月間における市場株価が終値単純平均値を1,017円として安定して推移しているという動向、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等総合的に勘案し、KDDI及び対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、2023年1月13日付で、本公開買付価格を1株当たり1,465円とすることを決定いたしました。なお、当該金額は上記「算定の基礎」に記載の本株式価値算定書の市場株価平均法、類似会社比較法に基づく算定結果レンジの上限を上回るとともに、DCF法による算定結果のレンジの範囲内の価格となります。
--	---

（注）野村證券は、対象者株式の価値算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。対象者及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。対象者の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、三井物産及び対象者の経営陣により算定時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2023年1月12日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、三井物産の取締役会が対象者株式の価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	41,130,641 (株)	19,518,000 (株)	- 株
合計	41,130,641 (株)	19,518,000 (株)	- 株

- (注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (19,518,000株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注 2) 買付予定数は本公開買付けにより公開買付者らが取得する対象者株式の最大数 (41,130,641株) を記載しており、当該最大数は、対象者決算短信に記載された2023年 3 月31日現在の発行済株式総数 (64,838,033株) から、対象者決算短信に記載された2023年 3 月31日現在の対象者が所有する自己株式数 (192株) 及び同日現在三井物産が所有する株式数 (23,707,200株) を控除したものになります。
- (注 3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注 4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	411,306
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2023年5月30日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2023年5月30日現在)(個)(g)	237,072
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2022年9月30日現在)(個)(j)	648,283
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	63.44
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2023年5月30日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2022年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2023年2月8日に提出した「第36期第3四半期報告書」に記載された2022年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2023年3月31日現在の発行済株式総数(64,838,033株)から、対象者決算短信に記載された2023年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(192株)を控除した株式数(64,837,841株)に係る議決権の数である648,378個を「対象者の総株主等の議決権の数(2022年9月30日現在)(個)(j)」として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出が受理された日から30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは本株式取得を行うことはできません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。公正取引委員会が、排除措置命令を発令するときは、排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず(同法第49条)、その意見聴取にあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短

縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされており(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号。)第9条)。

公開買付者は、本株式取得に関して、2023年2月28日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付けで受理されています。そして、公開買付者は、公正取引委員会から30日の取得禁止期間を28日に短縮する旨の「禁止期間の短縮の通知書」を2023年3月28日付で受領したため、同日の経過をもって取得禁止期間が終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から「排除措置命令を行わない旨の通知書」を2023年3月28日付で受領したため、同日をもって措置期間が終了しております。

フランス商法典

公開買付者は、フランス商法典に基づき、競争委員会に対し、本株式取得以前に届出をする必要があります。当該届出が受理された日から原則として25営業日の間の待機期間中は本株式取得が禁止されますが、その待機期間内に競争委員会から承認を得られれば、フランス商法典との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本株式取得を行うことができます。但し、フランス商法典において、経済担当大臣は、かかる承認後5営業日以内に、競争委員会に対して追加的審査を行うことを要請できるとされ、かかる審査が要請された場合には、当該審査の終了まで本株式取得が禁止されます。

本株式取得にかかる届出は、2023年2月27日(現地時間)に受理されており、2023年3月17日(現地時間)付で、競争委員会より本株式取得を承認する文書を取得いたしました。また、かかる承認後5営業日以内に、経済担当大臣による競争委員会に対する追加的審査の要請は行われませんでした。

フィリピン競争法

公開買付者は、フィリピン競争法に基づき、競争委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。競争委員会は、当該届出が提出されてから15日以内に、届出の適正性の確認を行った上で、届出費用の支払命令を発出します。届出費用が支払われた日の翌営業日から原則として30日間の待機期間中は本株式取得は禁止されますが、競争委員会から本株式取得について承認が得られれば、公開買付者はフィリピン競争法との関係で、待機期間の経過を待たずに本株式取得を行うことができます。

本株式取得についての事前届出は、2023年2月10日(現地時間)付で競争委員会に提出され、2023年3月17日(現地時間)付で受理されています。公開買付者は同日届出費用の支払いを行い、その後、競争委員会から2023年4月13日(現地時間)付で本株式取得を承認する旨の文書を2023年4月27日(現地時間)付で取得いたしました。

- (注) 本前提条件である、日本、中国、韓国、フランス、フィリピン及びベトナムに係る競争法その他類似の法律上の許可等の取得のうち、中国、韓国及びベトナムに係る競争法その他類似の法律上の許可等の取得については、いずれも本合併を行うにあたって取得が必要となるものであり、本株式取得を行うにあたって取得が必要となるものではありませんので、本「6 株券等の取得に関する許可等」において記載してありません。

(3) 【許可等の日付及び番号】

	法域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
	日本	公正取引委員会	2023年3月28日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる) 2023年3月28日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)	公経企第244号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号) 公経企第245号(禁止期間の短縮の通知書の番号)
	フランス	フランス競争委員会	2023年3月17日	No.23-DCC-53
	フィリピン	フィリピン競争委員会	2023年4月13日	No.M-2023-004

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、本公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。(注1)

オンラインサービス(公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス)による応募に関しては、オンラインサービス(<https://hometrader.nomura.co.jp/>)にて本公開買付期間末日の15時30分までに手続を行ってください。なお、オンラインサービスによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)におけるオンラインサービスのご利用申込みが必要です。(注2)

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。オンラインサービスにおいては、外国の居住者は応募できません。

日本の居住者である個人株主の場合、本公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑が必要となるほか、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー(個人番号)を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー(個人番号)又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

マイナンバー（個人番号）提供時の必要書類

マイナンバー（個人番号）の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1] マイナンバー（個人番号）を確認するための書類と、[2] 本人確認書類が必要です。

申込書に記載された氏名・住所・生年月日の全てが確認できるものをご準備ください。

野村證券株式会社の受付日時点で、有効期限の定めのあるものは有効期限内のもの、有効期限の定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものに限り（「通知カード」は、発行日から6ヶ月以降も有効です。）。

野村證券株式会社の店舗でお手続をされる場合は、原本をご提示ください（本人確認書類のコピーをとらせていただく場合があります。）。

コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に口座開設のご案内を簡易書留（転送不要）でお届けし、ご本人様の確認をさせていただく場合があります。

新規口座開設、住所変更等の各種手続に係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー（個人番号）の提供に必要な書類を兼ねることができます（同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。）。

- [1] マイナンバー（個人番号）を確認するための書類
- 個人番号カード、通知カード、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	必要な本人確認書類
個人番号カード	不要
通知カード 現在の氏名・住所が記載されていない「通知カード」はご利用いただけません。	[A] のいずれか1点、又は[B] のうち2点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票の写し	[A] 又は[B] のうち、「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1点
マイナンバー（個人番号）の記載された住民票記載事項証明書	

- [A] 顔写真付の本人確認書類
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
旅券（パスポート）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
2020年2月4日以降に申請した「旅券（パスポート）」は「所持人記入欄」がないため、1点のみではご利用いただけません。その他の本人確認書類とあわせてご提出ください。
- [B] 顔写真のない本人確認書類
- ・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書
 - ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
健康保険証（各種）、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、福祉手帳（各種）

・法人の場合

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要となる場合があります。

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となる場合があります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

- ・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

（注２） オンラインサービスのご利用には、お申込みが必要です。オンラインサービスをお申込み後、パスワードがご登録住所に到着するまで約１週間かかりますのでお早めにお手続きください。本公開買付期間末日近くである場合は、お取引店からの応募申込みの方がお手続きに時間を要しません。

- ・個人の場合：オンラインサービスのログイン画面より新規申込を受付しております。もしくは、お取引店又はオンラインサービスサポートダイヤルまでご連絡ください。

- ・法人の場合：お取引店までご連絡ください。なお、法人の場合は代理人等のご登録がない法人に限りオンラインサービスによる応募が可能です。

（注３） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

（２）【契約の解除の方法】

応募株主等は、本公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、本公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が本公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス（<https://hometrade.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の交付若しくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、本公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続を行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求した上で、本公開買付期間末日の15時30分までにお取引店に交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が本公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
（その他の野村證券株式会社全国各支店）

（３）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（２）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「（４）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（４）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	60,256,389,065
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	200,000,000
その他(c)	11,800,000
合計(a) + (b) + (c)	60,468,189,065

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(41,130,641株)に本公開買付価格(1,465円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
三井物産株式会社による出資（注）	60,470,000
計(d)	60,470,000

（注） 公開買付者は、出資の裏付けとして、公開買付者の完全親会社である三井物産から、60,470,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2023年5月26日付で取得しています。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

60,470,000千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

（３）【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

９【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

１０【決済の方法】

（１）【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

（２）【決済の開始日】

2023年7月5日（水曜日）

（注） 法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は2023年7月18日（火曜日）となります。

（３）【決済の方法】

本公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（４）【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、本公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日の翌営業日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(19,518,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(19,518,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実基準に準ずる事実」とは、()対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、又は()対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、本公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、本公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、本公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、本公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、本公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、本公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、本公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

2023年1月	商号をOtemachi Holdings合同会社とし、本店所在地を東京都千代田区大手町一丁目2番1号、資本金を1円とする合同会社として設立
---------	---

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務
2. 前号に附帯関連する一切の業務

(事業の内容)

公開買付者は、対象者の株券等を所有することにより、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる事業としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2023年5月30日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
1	—

【大株主】

2023年5月30日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	—	—
計	—	—	—

(注) 公開買付者は合同会社であり、三井物産がその出資持分の全部(1円)を保有しています。また、公開買付者の業務執行社員は三井物産です。

【役員の職歴及び所有株式の数】

2023年5月30日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
職務執行者	—	吉田 健祐	1978年3月9日	2000年4月 三井物産株式会社 入社 2023年1月 公開買付者職務執行者 就任	—
計					—

(2)【経理の状況】

公開買付者は、2023年1月に設立された会社であり、設立後、確定した財務諸表はありません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2023年5月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	237,072 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	237,072	—	—
所有株券等の合計数	237,072	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2023年5月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	237,072 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	237,072	—	—
所有株券等の合計数	237,072	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(2023年5月30日現在)

氏名又は名称	三井物産株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
職業又は事業の内容	総合商社
連絡先	連絡者 三井物産株式会社 財務部 市村 晋一 連絡場所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 電話番号 (070) 7777 - 4354
公開買付者との関係	公開買付者に対して特別資本関係を有する者

【所有株券等の数】
三井物産株式会社

(2023年5月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	237,072 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	237,072	—	—
所有株券等の合計数	237,072	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(1) 本取引基本契約

三井物産は、2023年1月13日付で、KDDIとの間で、本取引の実施に関して本取引基本契約を締結しております。本取引基本契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本取引基本契約」をご参照ください。

(2) 本応募契約

公開買付者は、2023年1月13日付で、セントラル警備保障との間で応募契約を締結し、セントラル警備保障の所有する対象者株式の全て(6,193,344株、所有割合:9.55%)について本公開買付けに応募することに合意しております。本応募契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約」をご参照ください。

(3) 本株主間契約

三井物産は、2023年1月13日付で、KDDIとの間で、統合会社グループの共同運営等に関して本株主間契約を締結しております。本株主間契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本株主間契約」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023年1月13日開催の対象者取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに関して賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、2023年5月29日開催の対象者取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

第 5 【対象者の状況】

1 【最近 3 年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2) 【1 株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1 株当たり当期純損益	—	—	—
1 株当たり配当額	—	—	—
1 株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 プライム市場						
月別	2022年11月	2022年12月	2023年 1 月	2023年 2 月	2023年 3 月	2023年 4 月	2023年 5 月
最高株価	1,061	1,039	1,463	1,461	1,462	1,462	1,463
最低株価	969	982	956	1,450	1,455	1,452	1,455

(注) 2023年 5 月については、5 月29日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（ 1 単元の株式数 株 ）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数（単元）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己 株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己 株式を除く。) の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第34期 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日) 2021年 6 月24日関東財務局長に提出

事業年度 第35期 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日) 2022年 6 月27日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第 3 四半期 (自 2022年10月 1 日 至 2022年12月31日) に係る四半期報告書を2023年 2 月 8 日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

上記 の第34期有価証券報告書の訂正報告書を2021年 9 月10日に関東財務局長に提出

上記 の第35期有価証券報告書の訂正報告書を2022年 7 月22日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

りらいあコミュニケーションズ株式会社 本店

(東京都渋谷区代々木二丁目 6 番 5 号) (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 1 号 小田急サザンタワー16階で行っております。)

りらいあコミュニケーションズ株式会社 中部支店

(愛知県名古屋市西区牛島町 6 番 1 号)

りらいあコミュニケーションズ株式会社 関西支社

(大阪府大阪市北区梅田二丁目 2 番22号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「通期業績予想の修正及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、2023年 1 月13日開催の取締役会において、対象者が2022年 5 月13日に公表した2023年 3 月期の期末配当予想を修正し、2023年 3 月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細については、2023年 1 月13日付で対象者が公表した「通期業績予想の修正及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 「取締役候補者及び監査役候補者に関するお知らせ」の公表

対象者は、2023年 4 月 7 日開催の取締役会において、2023年 6 月開催予定の定時株主総会に取締役候補者及び監査役候補者の選任の議案を付議することを決定し、同日付で「取締役候補者及び監査役候補者に関するお知らせ」を公表しております。その概要は以下のとおりですが、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

取締役候補者

重任取締役候補者 (7 名)

網野 孝 (現 対象者代表取締役社長)

石垣 聖二 (現 対象者常務取締役)

小志田 典彦 (現 対象者取締役)

岸上 順一 (現 対象者取締役)

由佐 美加子 (現 対象者取締役)

小日山 功 (現 対象者取締役)

木村 尚敬 (現 対象者取締役)

岸上順一氏、由佐美加子氏、小日山功氏、木村尚敬氏は社外取締役候補者です。

岸上順一氏、由佐美加子氏、木村尚敬氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

監査役候補者

新任監査役候補者 (1 名)

高田 康平 (元 三井物産株式会社 常務執行役員 アジア・大洋州副本部長 兼 アジア・大洋州三井物産株式会社取締役 兼 消費者ビジネス開発本部長)

退任予定取締役

古賀 博之

退任予定監査役

丸岡 利彰

川口 里香

(3)「2023年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2023年5月12日付で対象者決算短信を公表しております。当該公表に基づく概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査証明を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

	2023年3月期
売上高	120,619百万円
売上原価	100,822百万円
販売費及び一般管理費	13,073百万円
営業外収益	127百万円
営業外費用	382百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,301百万円

1株当たりの状況(連結)

	2023年3月期
1株当たり当期純利益	66.34円
1株当たり配当額	22.00円